

鹿児島市 令和3年度介護保険制度改正等説明資料

短期入所療養介護 ー 個別資料 ー

1. 令和3年度介護報酬改定における改定事項について . . . 1 ページ
2. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 . . . 26 ページ
3. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について . . . 78ページ
4. 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について . . . 97ページ
5. 介護報酬の算定構造（案） . . . 110 ページ
6. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 . . . 122 ページ

- 今回の資料に使用した「介護報酬の算定構造（案）」は、現段階で国が示した改正（案）です。
- 今回の報酬改定等に関するご質問は、ホームページ掲載の質問票にて受け付けます。（FAXまたはメールでのみ受け付けます。）

以上、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

3.(2) 短期入所療養介護

改定事項

- 短期入所療養介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)④介護医療院等における看取りへの対応の充実(介護老人保健施設によるものを除く)
- ⑦ 2(3)⑤短期入所療養介護における医学的管理の評価の充実★
- ⑧ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑨ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ⑩ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し★
- ⑪ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑫ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑬ 3(1)⑯多職種連携における管理栄養士の関与の強化
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑰ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ⑱ 6③基準費用額の見直し

短期入所療養介護(老健) 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(iii)(多床室)(基本型)

	< 現行 >		< 改定後 >
要支援 1	613単位		610単位
要支援 2	768単位		768単位
要介護 1	829単位		827単位
要介護 2	877単位		876単位
要介護 3	938単位		939単位
要介護 4	989単位		991単位
要介護 5	1,042単位		1,045単位

○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(iv)(多床室)(在宅強化型)

	< 現行 >		< 改定後 >
要支援 1	660単位		658単位
要支援 2	816単位		817単位
要介護 1	876単位		875単位
要介護 2	950単位		951単位
要介護 3	1,012単位		1,014単位
要介護 4	1,068単位		1,071単位
要介護 5	1,124単位		1,129単位

短期入所療養介護(病院) 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護（Ⅰ）(v)(多床室)(療養機能強化型A)(看護6：1、介護4：1)

	< 現行 >		< 改定後 >
要支援 1	614単位		626単位
要支援 2	769単位		784単位
要介護 1	831単位		849単位
要介護 2	939単位		960単位
要介護 3	1,173単位		1,199単位
要介護 4	1,272単位		1,300単位
要介護 5	1,361単位		1,391単位

○病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護（Ⅰ）(vi)(多床室)(療養機能強化型B)(看護6：1、介護4：1)

	< 現行 >		< 改定後 >
要支援 1	602単位		614単位
要支援 2	757単位		772単位
要介護 1	819単位		837単位
要介護 2	926単位		946単位
要介護 3	1,156単位		1,181単位
要介護 4	1,253単位		1,280単位
要介護 5	1,341単位		1,370単位

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

1. ③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

概要

【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★ イ：ア及び、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
- ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
- イ 認知症専門ケア加算（通所介護、地域密着型通所介護においては認知症加算）の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修（※1）を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※2）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】
- なお、上記の専門研修については、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

※1 認知症ケアに関する専門研修

認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修

認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修

認知症加算：認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修

※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師

①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修

②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程

③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

単位数

アについては、以下のとおり。
イについては、単位数の変更はなし。

< 現行 >
なし

⇒

< 改定後 >

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日 (新設) ※

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日 (新設) ※

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月

算定要件等

アについては、以下のとおり。
イについては、概要欄のとおり。

< 認知症専門ケア加算（Ⅰ） >（※既往要件と同）

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う

< 認知症専門ケア加算（Ⅱ） >（※既往要件と同）

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】
 具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：

事業所番号：

(枝番)

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

(20XX年XX月XX日現在)

計画年度	年度	記入年月日	
記入者名		所属・職名	

【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

(その内容)

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組

アセッサー(評価者)の人数	人			
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
	人	人	人	人
外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況				[] 0.なし・1.あり

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられる。【省令改正】
- その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】

研修の目的

・認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成

・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

・認知症介護の理念、知識及び技術を修得

指導者
研修

実践リーダー
研修

実践者研修

ステップアップ
認知症介護実践研修

受講要件

・社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者
・認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者
・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
等のいずれの要件も満たす者

・概ね5年以上の実務経験があり、チームのリーダーになることが予定され、実践者研修を修了して1年以上経過した者

・原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

【認知症介護基礎研修】

新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得

【目標】

介護に携わる全ての職員の受講

2.(2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- 施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する
 - ・ 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2.(2)④ 介護医療院等における看取りへの対応の充実

概要

【介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く）】

- 介護医療院及び介護療養型医療施設における看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、以下の見直しを行う。
 - ・ 基本報酬の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
 - ・ サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- 介護医療院サービスの施設基準（告示）におけるターミナルケア要件及び通知に以下の内容を規定する。
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。
 - ・ 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2.(3)⑤ 短期入所療養介護における医学的管理の評価の充実

概要

【短期入所療養介護★】

- 介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護について、医療ニーズのある利用者の受入の促進や介護老人保健施設における在宅療養支援機能の推進を図るため、医師が診療計画に基づき必要な診療、検査等を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供を行う総合的な医学的管理を評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

単位数

総合医学管理加算	<現行> なし	⇒	<改定後> 275単位/日 (新設)
----------	------------	---	-----------------------

算定要件等

- 治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算。
- ・ 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。
 - ・ 診療方針、診断、処置を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。
 - ・ かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。

2.(4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

概要

【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

- 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。【通知改正】

この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、通所系サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算を適用し、短期入所系サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できないこととする。

単位数

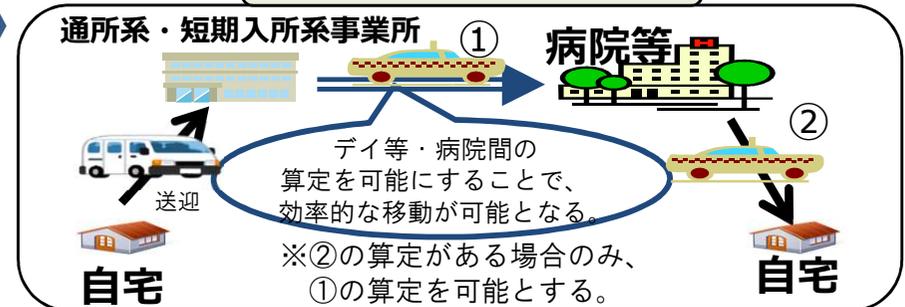
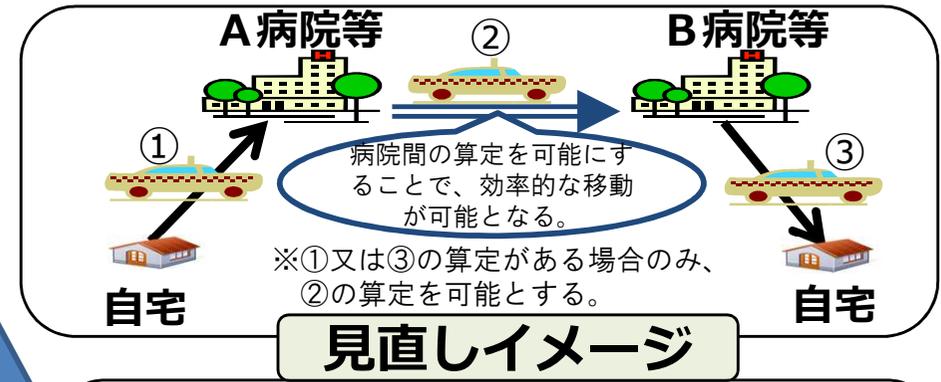
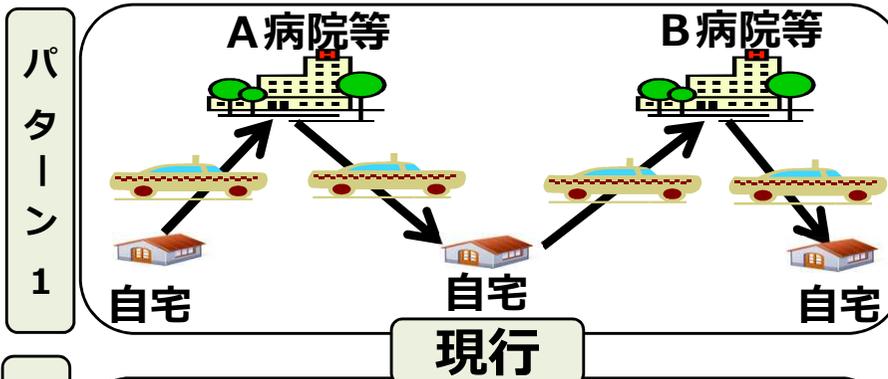
通院等乗降介助

99単位／片道

※今回改定後の単位数

算定要件等

・車両への乗降介助等が介護保険の対象
・移送に係る運賃は介護保険の対象外



2.(4)⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実①

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合等を要件とする定員を超えての短期利用の受入れ（緊急時短期利用）について、地域における認知症ケアの拠点として在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズを受け止めることができるようにする観点から、以下の見直しを行う。
 - ・「1事業所1名まで」とされている受入人数の要件について、利用者へのサービスがユニット単位で実施されていることを踏まえ、「1ユニット1名まで」とする。【告示改正】
 - ・「7日以内」とされている受入日数の要件について、「7日以内を原則として、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内」とする。【通知改正】
 - ・「個室」とされている利用可能な部屋の要件について、「おおむね7.43㎡/人でプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ」が確保される場合には、個室以外も認めることとする。【通知改正】

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり。括弧内は2ユニット以上の場合。今回改定後の単位数

要支援2 788 (776) 単位

要介護1 792 (780) 単位
要介護2 828 (816) 単位

要介護3 853 (840) 単位
要介護4 869 (857) 単位
要介護5 886 (873) 単位

算定要件等

認知症グループホーム（定員を超える場合）（※1）

- 要件**
- ・利用者の状況や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であること。
 - ・居宅サービス計画に位置づけられていないこと。
 - ・人員基準違反でないこと。
 - ・当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないこと。（※2）
 - ・事業を行う者が3年以上介護サービス運営している経験があること。
 - ・十分な知識を有する従業者が確保されていること。（※3）

部屋 個室（最低面積はないが、処遇上十分な広さを有していること）

（追加）個室以外（おおむね7.43㎡/人でプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ）

日数 7日以内 ⇒ 7日以内（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内）

人数 1事業所1名まで ⇒ 1ユニット1名まで

（※1）定員超過利用による減算の対象とはならない

（※2）短期利用の利用者も含めて、当該利用者の利用期間を通じて人員基準を満たしている場合

（※3）認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修の修了者

2.(4)⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実③

概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護において、事業所の登録定員に空きがあること等を要件とする登録者以外の短期利用(短期利用居宅介護費)について、登録者のサービス提供に支障がないことを前提に、宿泊室に空きがある場合には算定可能とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

(介護予防)小規模多機能型居宅介護の短期利用居宅介護費

単位数	要支援1	423単位/日	要支援2	529単位/日	要介護1	570単位/日			
	要介護2	638単位/日	要介護3	707単位/日	要介護4	774単位/日	要介護5	840単位/日	

※今回改定後の単位数

要件	①利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護予防支援事業所の担当職員)が緊急に必要と認めた場合であって、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。	③あらかじめ利用期間を定めること。
	②人員基準違反でないこと。	⑤サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。

④登録者の数が登録定員未満であること。 ⇒ **削除**

宿泊室	個室(7.43㎡/人以上)又は個室以外(おおむね7.43㎡/人でパーティションや家具などによりプライバシーが確保されたしつらえ)
-----	--

日数	7日以内(利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内)
----	-------------------------------------

利用人数	$\text{宿泊室の数} \times (\text{事業所の登録定員} - \text{登録者数}) \div \text{事業所の登録定員} = \text{短期利用可能な宿泊室数 (小数点第1位以下四捨五入)}$ <p>※1 必ず定員以内となる。</p> <p>※2 例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、$9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。</p> <p>この計算式からは、例えば宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。</p> <p>※3 計算を行うに当たって、当該事業所の登録者の数は、短期利用を認める当該日の登録者の数を使用する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><改定後> <u>宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。</u></p>
------	---

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】

基準

- 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。
 - <現行>
おおむね10人以下としなければならない。
 - ⇒
 - <改定後>
 - ・原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
 - ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】

基準等

- 個室ユニット型施設における居室の基準（省令）について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

<改定後>

廃止

⇒

- 算定告示の見直し（ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例）

○ユニット型介護福祉施設サービス費

・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

⇒

・ユニット型介護福祉施設サービス費

・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）

⇒

・経過的ユニット型介護福祉施設サービス費

○ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費

⇒

経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

⇒

・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）

⇒

・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）

2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス費による 地域の実情に応じたサービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

概要

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。

【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5 /100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

3.(1)⑯ 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

概要

【短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護保険施設において多職種連携で行う取組について、管理栄養士の役割や関与を強化する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正、通知改正】
 - ・ 看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応に係る加算（看取り介護加算、ターミナルケア加算）又は基本報酬の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。
 - ・ 褥瘡の発生や改善は栄養と大きく関わることを踏まえ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。

4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

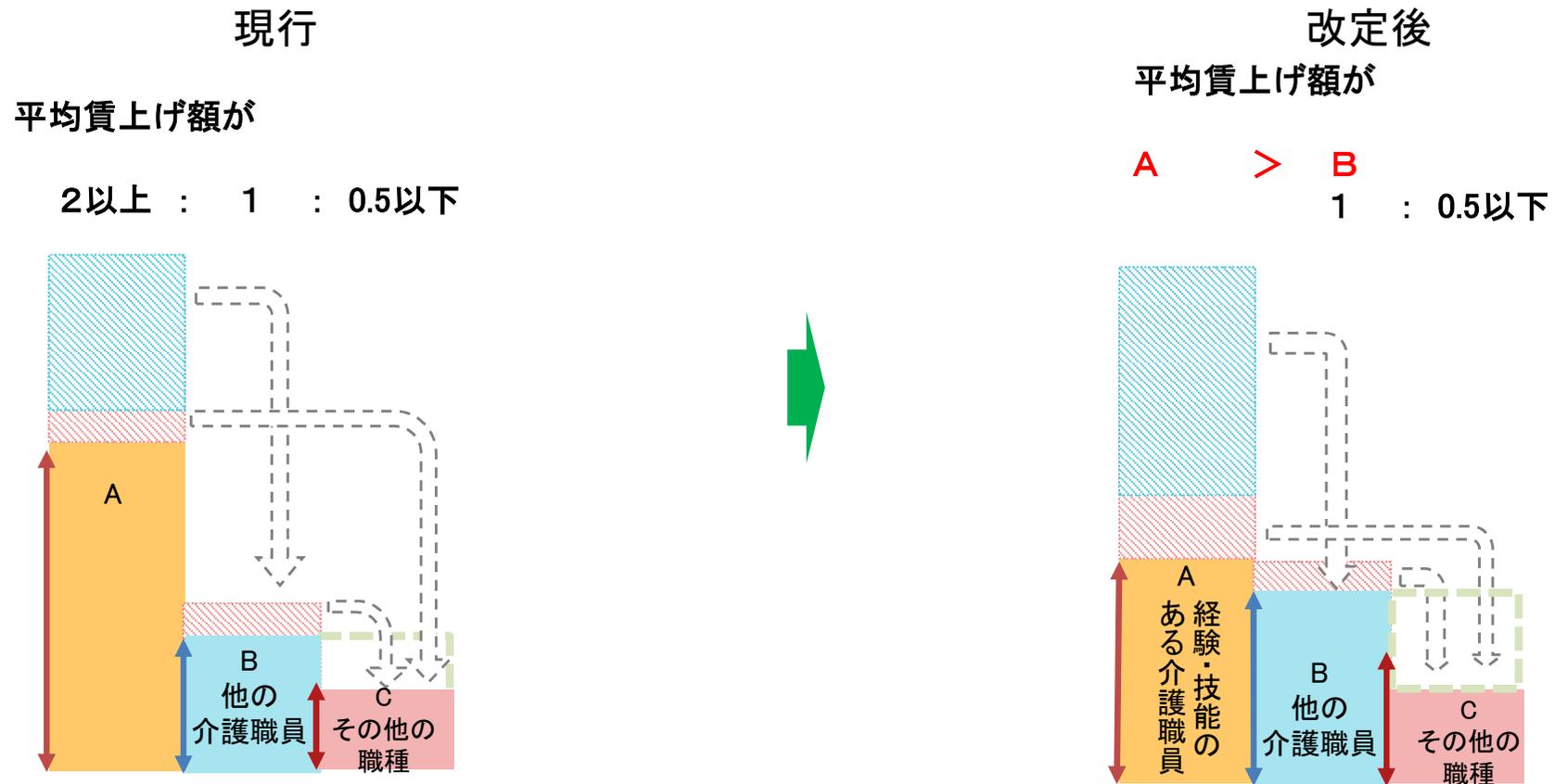
- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
 - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
 - ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

概要

○ サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

	資格・勤続年数要件			単位数
	加算Ⅰ(新たな最上位区分)	加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰイ相当)	加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	(訪問入浴) (夜間訪問) Ⅰ 44単位/回 Ⅰ 22単位/回 Ⅱ 36単位/回 Ⅱ 18単位/回 Ⅲ 12単位/回 Ⅲ 6単位/回
訪問看護 療養通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪看・訪リハ) (療養通所) (イ)6単位/回 (イ)48単位/月 (ロ)3単位/回 (ロ)24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ② 常勤職員60%以上 ③ 勤続7年以上の者が30%以上	Ⅰ 750単位/月 Ⅱ 640単位/月 Ⅲ 350単位/月
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	Ⅰ 750単位/月 Ⅱ 640単位/月 Ⅲ 350単位/月
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士40%以上 ② 勤続7年以上30%以上	
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上	(予防通リハ以外) Ⅰ 22単位/回(日) Ⅱ 18単位/回(日) Ⅲ 6単位/回(日)
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上	(予防通リハ) Ⅰ 176単位/月 Ⅱ 144単位/月 Ⅲ 48単位/月

(注1)表中、複数の単位数が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。

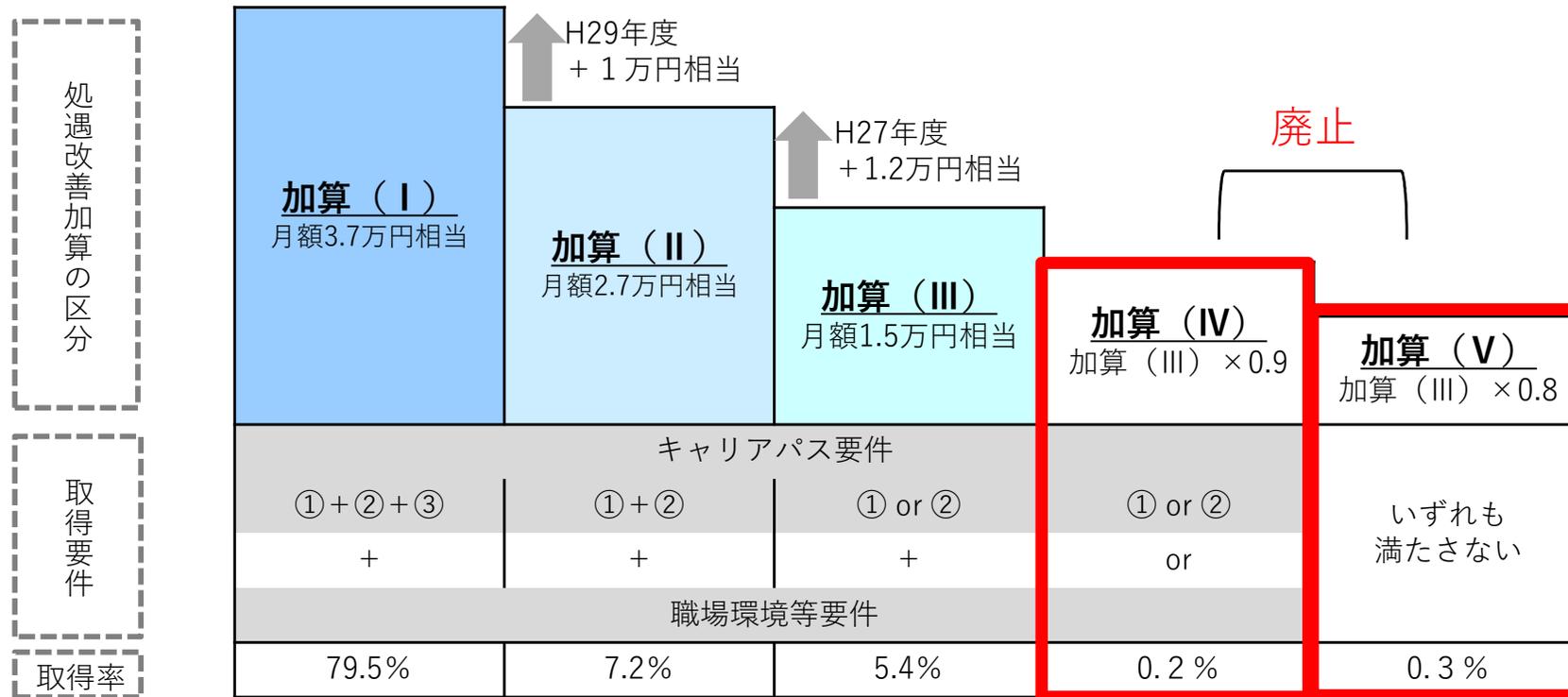
(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年(一部3年以上勤続職員の割合)」である。

5.(1)⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

概要

【訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】



<キャリアパス要件>

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

6. ③ 基準費用額の見直し

概要 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

○ 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。
【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）	
< 現行 > 1, 3 9 2 円 / 日	< 改定後 > ※令和3年8月施行 1, 4 4 5 円 / 日 (+ 5 3 円)

《参考：現行の仕組み》 ※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定



※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額(食費のみ)》

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)

○厚生労働省告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次の表のように改正する。

位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

チ (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 752単位

ii 要介護2 799単位

iii 要介護3 861単位

iv 要介護4 914単位

v 要介護5 966単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 794単位

ii 要介護2 867単位

iii 要介護3 930単位

iv 要介護4 988単位

v 要介護5 1,044単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1 827単位

ii 要介護2 876単位

iii 要介護3 939単位

iv 要介護4 991単位

厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

チ (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 755単位

ii 要介護2 801単位

iii 要介護3 862単位

iv 要介護4 914単位

v 要介護5 965単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 797単位

ii 要介護2 868単位

iii 要介護3 930単位

iv 要介護4 986単位

v 要介護5 1,041単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1 829単位

ii 要介護2 877単位

iii 要介護3 938単位

iv 要介護4 989単位

v 要介護 5	<u>1,045単位</u>
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>875単位</u>
ii 要介護 2	<u>951単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,014単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,071単位</u>
v 要介護 5	<u>1,129単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>976単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,054単位</u>
v 要介護 5	<u>1,131単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>857単位</u>
ii 要介護 2	<u>941単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,057単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,135単位</u>
v 要介護 5	<u>1,210単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>855単位</u>
iii 要介護 3	<u>950単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,026単位</u>
v 要介護 5	<u>1,103単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>857単位</u>
ii 要介護 2	<u>934単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,029単位</u>

v 要介護 5	<u>1,042単位</u>
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>876単位</u>
ii 要介護 2	<u>950単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,068単位</u>
v 要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>862単位</u>
iii 要介護 3	<u>975単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,051単位</u>
v 要介護 5	<u>1,126単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>858単位</u>
ii 要介護 2	<u>940単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,054単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,130単位</u>
v 要介護 5	<u>1,204単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>856単位</u>
iii 要介護 3	<u>949単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,024単位</u>
v 要介護 5	<u>1,099単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>858単位</u>
ii 要介護 2	<u>934単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,027単位</u>

iv 要介護 4	<u>1,106単位</u>
v 要介護 5	<u>1,183単位</u>
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>737単位</u>
ii 要介護 2	<u>782単位</u>
iii 要介護 3	<u>845単位</u>
iv 要介護 4	<u>897単位</u>
v 要介護 5	<u>948単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>811単位</u>
ii 要介護 2	<u>860単位</u>
iii 要介護 3	<u>920単位</u>
iv 要介護 4	<u>971単位</u>
v 要介護 5	<u>1,024単位</u>
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>833単位</u>
ii 要介護 2	<u>879単位</u>
iii 要介護 3	<u>943単位</u>
iv 要介護 4	<u>997単位</u>
v 要介護 5	<u>1,049単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>879単位</u>
ii 要介護 2	<u>955単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,018単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,075単位</u>
v 要介護 5	<u>1,133単位</u>
c <u>経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)</u>	

iv 要介護 4	<u>1,102単位</u>
v 要介護 5	<u>1,177単位</u>
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>741単位</u>
ii 要介護 2	<u>785単位</u>
iii 要介護 3	<u>846単位</u>
iv 要介護 4	<u>897単位</u>
v 要介護 5	<u>947単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>813単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>920単位</u>
iv 要介護 4	<u>970単位</u>
v 要介護 5	<u>1,022単位</u>
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>835単位</u>
ii 要介護 2	<u>880単位</u>
iii 要介護 3	<u>942単位</u>
iv 要介護 4	<u>995単位</u>
v 要介護 5	<u>1,046単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>880単位</u>
ii 要介護 2	<u>954単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,072単位</u>
v 要介護 5	<u>1,128単位</u>
c <u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)</u>	

i	要介護 1	833単位
ii	要介護 2	879単位
iii	要介護 3	943単位
iv	要介護 4	997単位
v	要介護 5	1,049単位

d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	879単位
ii	要介護 2	955単位
iii	要介護 3	1,018単位
iv	要介護 4	1,075単位
v	要介護 5	1,133単位

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i	要介護 1	944単位
ii	要介護 2	1,026単位
iii	要介護 3	1,143単位
iv	要介護 4	1,221単位
v	要介護 5	1,296単位

b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i	要介護 1	944単位
ii	要介護 2	1,026単位
iii	要介護 3	1,143単位
iv	要介護 4	1,221単位
v	要介護 5	1,296単位

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)

a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

i	要介護 1	944単位
ii	要介護 2	1,020単位
iii	要介護 3	1,116単位

i	要介護 1	835単位
ii	要介護 2	880単位
iii	要介護 3	942単位
iv	要介護 4	995単位
v	要介護 5	1,046単位

d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i	要介護 1	880単位
ii	要介護 2	954単位
iii	要介護 3	1,016単位
iv	要介護 4	1,072単位
v	要介護 5	1,128単位

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	943単位
ii	要介護 2	1,024単位
iii	要介護 3	1,138単位
iv	要介護 4	1,214単位
v	要介護 5	1,288単位

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	943単位
ii	要介護 2	1,024単位
iii	要介護 3	1,138単位
iv	要介護 4	1,214単位
v	要介護 5	1,288単位

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)

a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	943単位
ii	要介護 2	1,018単位
iii	要介護 3	1,112単位

iv	要介護 4	<u>1,193単位</u>
v	要介護 5	<u>1,269単位</u>
b	<u>経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>944単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,020単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,116単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,193単位</u>
v	要介護 5	<u>1,269単位</u>
(四)	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>816単位</u>
ii	要介護 2	<u>863単位</u>
iii	要介護 3	<u>924単位</u>
iv	要介護 4	<u>977単位</u>
v	要介護 5	<u>1,028単位</u>
b	<u>経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>816単位</u>
ii	要介護 2	<u>863単位</u>
iii	要介護 3	<u>924単位</u>
iv	要介護 4	<u>977単位</u>
v	要介護 5	<u>1,028単位</u>
(3)	<u>特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
(一)	3時間以上4時間未満	<u>650単位</u>
(二)	4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三)	6時間以上8時間未満	<u>1,269単位</u>
	注1～7 (略)	
8	別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受	

iv	要介護 4	<u>1,187単位</u>
v	要介護 5	<u>1,261単位</u>
b	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,187単位</u>
v	要介護 5	<u>1,261単位</u>
(四)	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	<u>818単位</u>
ii	要介護 2	<u>864単位</u>
iii	要介護 3	<u>924単位</u>
iv	要介護 4	<u>976単位</u>
v	要介護 5	<u>1,026単位</u>
b	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	<u>818単位</u>
ii	要介護 2	<u>864単位</u>
iii	要介護 3	<u>924単位</u>
iv	要介護 4	<u>976単位</u>
v	要介護 5	<u>1,026単位</u>
(3)	<u>特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
(一)	3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二)	4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三)	6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
	注1～7 (略)	
8	別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受	

入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。

9～18 （略）

(4) 総合医学管理加算 275単位

注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

(5)～(7) （略）

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(削る)

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位

入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。

9～18 （略）

(新設)

(4)～(6) （略）

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位

(三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位

(四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五）につい

数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
 - (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
 - (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (削る)

(削る)

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

- (一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)
 - a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)
 - i 要介護1

708単位

ては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- 四 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 五 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

- (一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)
 - a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)
 - i 要介護1

693単位

ii 要介護 2	<u>813単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,042単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,139単位</u>
v 要介護 5	<u>1,227単位</u>
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>737単位</u>
ii 要介護 2	<u>848単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,086単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,188単位</u>
v 要介護 5	<u>1,279単位</u>
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	<u>727単位</u>
ii 要介護 2	<u>836単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,071単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,171単位</u>
v 要介護 5	<u>1,261単位</u>
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>814単位</u>
ii 要介護 2	<u>921単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,149単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,247単位</u>
v 要介護 5	<u>1,334単位</u>
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	<u>849単位</u>
ii 要介護 2	<u>960単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,199単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,300単位</u>
v 要介護 5	<u>1,391単位</u>
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	<u>837単位</u>
ii 要介護 2	<u>946単位</u>

ii 要介護 2	<u>796単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,020単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,115単位</u>
v 要介護 5	<u>1,201単位</u>
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>721単位</u>
ii 要介護 2	<u>830単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,063単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,163単位</u>
v 要介護 5	<u>1,252単位</u>
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	<u>711単位</u>
ii 要介護 2	<u>818単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,048単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,146単位</u>
v 要介護 5	<u>1,234単位</u>
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>797単位</u>
ii 要介護 2	<u>901単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,124単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,305単位</u>
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	<u>831単位</u>
ii 要介護 2	<u>939単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,272単位</u>
v 要介護 5	<u>1,361単位</u>
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	<u>819単位</u>
ii 要介護 2	<u>926単位</u>

iii 要介護 3	<u>1,181単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,280単位</u>
v 要介護 5	<u>1,370単位</u>
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>652単位</u>
ii 要介護 2	<u>757単位</u>
iii 要介護 3	<u>914単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,063単位</u>
v 要介護 5	<u>1,104単位</u>
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>667単位</u>
ii 要介護 2	<u>776単位</u>
iii 要介護 3	<u>935単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,088単位</u>
v 要介護 5	<u>1,130単位</u>
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	<u>759単位</u>
ii 要介護 2	<u>866単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,020単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,171単位</u>
v 要介護 5	<u>1,211単位</u>
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>886単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,044単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,199単位</u>
v 要介護 5	<u>1,240単位</u>
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>629単位</u>

iii 要介護 3	<u>1,156単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,253単位</u>
v 要介護 5	<u>1,341単位</u>
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>638単位</u>
ii 要介護 2	<u>741単位</u>
iii 要介護 3	<u>894単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,040単位</u>
v 要介護 5	<u>1,080単位</u>
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>653単位</u>
ii 要介護 2	<u>759単位</u>
iii 要介護 3	<u>915単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,065単位</u>
v 要介護 5	<u>1,106単位</u>
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	<u>743単位</u>
ii 要介護 2	<u>847単位</u>
iii 要介護 3	<u>998単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,146単位</u>
v 要介護 5	<u>1,185単位</u>
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	<u>761単位</u>
ii 要介護 2	<u>867単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,173単位</u>
v 要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>616単位</u>

ii	要介護 2	<u>738単位</u>
iii	要介護 3	<u>885単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,037単位</u>
v	要介護 5	<u>1,077単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>738単位</u>
ii	要介護 2	<u>846単位</u>
iii	要介護 3	<u>993単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,146単位</u>
v	要介護 5	<u>1,186単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>717単位</u>
ii	要介護 2	<u>824単位</u>
iii	要介護 3	<u>971単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,059単位</u>
v	要介護 5	<u>1,148単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>825単位</u>
ii	要介護 2	<u>933単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,078単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,168単位</u>
v	要介護 5	<u>1,256単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>717単位</u>
ii	要介護 2	<u>824単位</u>
iii	要介護 3	<u>930単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,019単位</u>
v	要介護 5	<u>1,107単位</u>

ii	要介護 2	<u>722単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,015単位</u>
v	要介護 5	<u>1,054単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>722単位</u>
ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>972単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,121単位</u>
v	要介護 5	<u>1,161単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>950単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,036単位</u>
v	要介護 5	<u>1,123単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,055単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,143単位</u>
v	要介護 5	<u>1,229単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>910単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,083単位</u>

b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>825単位</u>
ii	要介護 2	<u>933単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,037単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,125単位</u>
v	要介護 5	<u>1,216単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>838単位</u>
b	要介護 2	<u>943単位</u>
c	要介護 3	<u>1,172単位</u>
d	要介護 4	<u>1,269単位</u>
e	要介護 5	<u>1,356単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>867単位</u>
b	要介護 2	<u>977単位</u>
c	要介護 3	<u>1,216単位</u>
d	要介護 4	<u>1,317単位</u>
e	要介護 5	<u>1,408単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a	要介護 1	<u>856単位</u>
b	要介護 2	<u>965単位</u>
c	要介護 3	<u>1,201単位</u>
d	要介護 4	<u>1,300単位</u>
e	要介護 5	<u>1,390単位</u>
(四)	経過のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>838単位</u>
b	要介護 2	<u>943単位</u>
c	要介護 3	<u>1,172単位</u>
d	要介護 4	<u>1,269単位</u>

b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,015単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,101単位</u>
v	要介護 5	<u>1,190単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>820単位</u>
b	要介護 2	<u>923単位</u>
c	要介護 3	<u>1,147単位</u>
d	要介護 4	<u>1,242単位</u>
e	要介護 5	<u>1,327単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>848単位</u>
b	要介護 2	<u>956単位</u>
c	要介護 3	<u>1,190単位</u>
d	要介護 4	<u>1,289単位</u>
e	要介護 5	<u>1,378単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a	要介護 1	<u>838単位</u>
b	要介護 2	<u>944単位</u>
c	要介護 3	<u>1,175単位</u>
d	要介護 4	<u>1,272単位</u>
e	要介護 5	<u>1,360単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a	要介護 1	<u>820単位</u>
b	要介護 2	<u>923単位</u>
c	要介護 3	<u>1,147単位</u>
d	要介護 4	<u>1,242単位</u>

e 要介護 5	<u>1,356単位</u>
(五) <u>経過のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要介護 1	<u>867単位</u>
b 要介護 2	<u>977単位</u>
c 要介護 3	<u>1,216単位</u>
d 要介護 4	<u>1,317単位</u>
e 要介護 5	<u>1,408単位</u>
(六) <u>経過のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)</u>	
a 要介護 1	<u>856単位</u>
b 要介護 2	<u>965単位</u>
c 要介護 3	<u>1,201単位</u>
d 要介護 4	<u>1,300単位</u>
e 要介護 5	<u>1,390単位</u>
(4) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）</u>	
(一) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費</u>	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>943単位</u>
c 要介護 3	<u>1,082単位</u>
d 要介護 4	<u>1,170単位</u>
e 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(二) <u>経過のユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費</u>	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>943単位</u>
c 要介護 3	<u>1,082単位</u>
d 要介護 4	<u>1,170単位</u>
e 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(5) <u>特定病院療養病床短期入所療養介護費</u>	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>670単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>928単位</u>

e 要介護 5	<u>1,327単位</u>
(五) <u>ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)</u>	
a 要介護 1	<u>848単位</u>
b 要介護 2	<u>956単位</u>
c 要介護 3	<u>1,190単位</u>
d 要介護 4	<u>1,289単位</u>
e 要介護 5	<u>1,378単位</u>
(六) <u>ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)</u>	
a 要介護 1	<u>838単位</u>
b 要介護 2	<u>944単位</u>
c 要介護 3	<u>1,175単位</u>
d 要介護 4	<u>1,272単位</u>
e 要介護 5	<u>1,360単位</u>
(4) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）</u>	
(一) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,059単位</u>
d 要介護 4	<u>1,145単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>
(二) <u>ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>923単位</u>
c 要介護 3	<u>1,059単位</u>
d 要介護 4	<u>1,145単位</u>
e 要介護 5	<u>1,230単位</u>
(5) <u>特定病院療養病床短期入所療養介護費</u>	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>

(三) 6時間以上8時間未満 1,289単位

注1～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13 (略)

(6)～(8) (略)

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(削る)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか

(三) 6時間以上8時間未満 1,261単位

注1～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13 (略)

(6)～(8) (略)

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位

(三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位

(四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲

の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(11) (略)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>690単位</u>
ii 要介護2	<u>740単位</u>
iii 要介護3	<u>789単位</u>
iv 要介護4	<u>839単位</u>
v 要介護5	<u>889単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>717単位</u>
ii 要介護2	<u>770単位</u>
iii 要介護3	<u>822単位</u>
iv 要介護4	<u>874単位</u>
v 要介護5	<u>926単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	<u>708単位</u>
ii 要介護2	<u>759単位</u>
iii 要介護3	<u>810単位</u>
iv 要介護4	<u>861単位</u>
v 要介護5	<u>913単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(11) (略)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>675単位</u>
ii 要介護2	<u>724単位</u>
iii 要介護3	<u>772単位</u>
iv 要介護4	<u>821単位</u>
v 要介護5	<u>870単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>702単位</u>
ii 要介護2	<u>754単位</u>
iii 要介護3	<u>804単位</u>
iv 要介護4	<u>855単位</u>
v 要介護5	<u>906単位</u>

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	<u>693単位</u>
ii 要介護2	<u>743単位</u>
iii 要介護3	<u>793単位</u>
iv 要介護4	<u>843単位</u>
v 要介護5	<u>893単位</u>

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i	要介護 1	<u>796単位</u>
ii	要介護 2	<u>846単位</u>
iii	要介護 3	<u>897単位</u>
iv	要介護 4	<u>945単位</u>
v	要介護 5	<u>995単位</u>

e 診療所短期入所療養介護費(v)

i	要介護 1	<u>829単位</u>
ii	要介護 2	<u>882単位</u>
iii	要介護 3	<u>934単位</u>
iv	要介護 4	<u>985単位</u>
v	要介護 5	<u>1,037単位</u>

f 診療所短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>818単位</u>
ii	要介護 2	<u>870単位</u>
iii	要介護 3	<u>921単位</u>
iv	要介護 4	<u>971単位</u>
v	要介護 5	<u>1,023単位</u>

(二) 診療所短期入所療養介護費(II)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>611単位</u>
ii	要介護 2	<u>656単位</u>
iii	要介護 3	<u>700単位</u>
iv	要介護 4	<u>746単位</u>
v	要介護 5	<u>790単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>719単位</u>
ii	要介護 2	<u>763単位</u>
iii	要介護 3	<u>808単位</u>
iv	要介護 4	<u>853単位</u>
v	要介護 5	<u>898単位</u>

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

i	要介護 1	<u>779単位</u>
ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>878単位</u>
iv	要介護 4	<u>925単位</u>
v	要介護 5	<u>974単位</u>

e 診療所短期入所療養介護費(v)

i	要介護 1	<u>811単位</u>
ii	要介護 2	<u>863単位</u>
iii	要介護 3	<u>914単位</u>
iv	要介護 4	<u>964単位</u>
v	要介護 5	<u>1,015単位</u>

f 診療所短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>800単位</u>
ii	要介護 2	<u>851単位</u>
iii	要介護 3	<u>901単位</u>
iv	要介護 4	<u>950単位</u>
v	要介護 5	<u>1,001単位</u>

(二) 診療所短期入所療養介護費(II)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>598単位</u>
ii	要介護 2	<u>642単位</u>
iii	要介護 3	<u>685単位</u>
iv	要介護 4	<u>730単位</u>
v	要介護 5	<u>773単位</u>

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	<u>704単位</u>
ii	要介護 2	<u>747単位</u>
iii	要介護 3	<u>791単位</u>
iv	要介護 4	<u>835単位</u>
v	要介護 5	<u>879単位</u>

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	918単位
d 要介護4	967単位
e 要介護5	1,017単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	846単位
b 要介護2	899単位
c 要介護3	950単位
d 要介護4	1,001単位
e 要介護5	1,054単位
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)	
a 要介護1	836単位
b 要介護2	888単位
c 要介護3	939単位
d 要介護4	989単位
e 要介護5	1,040単位
(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	918単位
d 要介護4	967単位
e 要介護5	1,017単位
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	846単位
b 要介護2	899単位
c 要介護3	950単位
d 要介護4	1,001単位
e 要介護5	1,054単位
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)	

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	850単位
c 要介護3	898単位
d 要介護4	946単位
e 要介護5	995単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	828単位
b 要介護2	880単位
c 要介護3	930単位
d 要介護4	980単位
e 要介護5	1,031単位
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)	
a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	919単位
d 要介護4	968単位
e 要介護5	1,018単位
(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	850単位
c 要介護3	898単位
d 要介護4	946単位
e 要介護5	995単位
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)	
a 要介護1	828単位
b 要介護2	880単位
c 要介護3	930単位
d 要介護4	980単位
e 要介護5	1,031単位
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)	

a 要介護 1	<u>836単位</u>
b 要介護 2	<u>888単位</u>
c 要介護 3	<u>939単位</u>
d 要介護 4	<u>989単位</u>
e 要介護 5	<u>1,040単位</u>
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>670単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>928単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,289単位</u>
注1～6 (略)	
7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。	
8～12 (略)	
(4)～(6) (略)	
(7) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) サービス提供体制強化加算(I)	<u>22単位</u>
(二) サービス提供体制強化加算(II)	<u>18単位</u>
(三) サービス提供体制強化加算(III)	<u>6単位</u>

a 要介護 1	<u>818単位</u>
b 要介護 2	<u>869単位</u>
c 要介護 3	<u>919単位</u>
d 要介護 4	<u>968単位</u>
e 要介護 5	<u>1,018単位</u>
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
注1～6 (略)	
7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。	
8～12 (略)	
(4)～(6) (略)	
(7) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	<u>18単位</u>
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	<u>12単位</u>
(三) サービス提供体制強化加算(II)	<u>6単位</u>

(削る)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(9) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>1,042単位</u>
ii 要介護2	<u>1,108単位</u>
iii 要介護3	<u>1,173単位</u>
iv 要介護4	<u>1,239単位</u>
v 要介護5	<u>1,305単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>1,150単位</u>
ii 要介護2	<u>1,216単位</u>
iii 要介護3	<u>1,280単位</u>

四 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

四 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>1,020単位</u>
ii 要介護2	<u>1,084単位</u>
iii 要介護3	<u>1,148単位</u>
iv 要介護4	<u>1,212単位</u>
v 要介護5	<u>1,277単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>1,125単位</u>
ii 要介護2	<u>1,190単位</u>
iii 要介護3	<u>1,253単位</u>

iv 要介護 4	<u>1,348単位</u>
v 要介護 5	<u>1,412単位</u>
(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>986単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,055単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,124単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,193単位</u>
v 要介護 5	<u>1,260単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,094単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,163単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,230単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,302単位</u>
v 要介護 5	<u>1,369単位</u>
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>958単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,025単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,091単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,158単位</u>
v 要介護 5	<u>1,224単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,066単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,132単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,200単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,266単位</u>
v 要介護 5	<u>1,333単位</u>
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>942単位</u>

iv 要介護 4	<u>1,319単位</u>
v 要介護 5	<u>1,382単位</u>
(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>965単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,032単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,100単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,167単位</u>
v 要介護 5	<u>1,233単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,071単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,138単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,204単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,274単位</u>
v 要介護 5	<u>1,340単位</u>
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>937単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,003単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,068単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,133単位</u>
v 要介護 5	<u>1,198単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,043単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,108単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,174単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,239単位</u>
v 要介護 5	<u>1,304単位</u>
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>922単位</u>

ii 要介護 2	<u>1,008単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,073単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,138単位</u>
v 要介護 5	<u>1,204単位</u>
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,049単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,116単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,180単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,247単位</u>
v 要介護 5	<u>1,312単位</u>
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(V)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>881単位</u>
ii 要介護 2	<u>947単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,078単位</u>
v 要介護 5	<u>1,143単位</u>
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>990単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,055単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,121単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,186単位</u>
v 要介護 5	<u>1,251単位</u>
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>786単位</u>
b 要介護 2	<u>850単位</u>
c 要介護 3	<u>917単位</u>
d 要介護 4	<u>983単位</u>
e 要介護 5	<u>1,048単位</u>
(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)	

ii 要介護 2	<u>986単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,050単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,114単位</u>
v 要介護 5	<u>1,178単位</u>
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,027単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,092単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,155単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,284単位</u>
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(V)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>862単位</u>
ii 要介護 2	<u>927単位</u>
iii 要介護 3	<u>991単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,055単位</u>
v 要介護 5	<u>1,119単位</u>
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>969単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,032単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,097単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,161単位</u>
v 要介護 5	<u>1,224単位</u>
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	<u>769単位</u>
b 要介護 2	<u>832単位</u>
c 要介護 3	<u>897単位</u>
d 要介護 4	<u>962単位</u>
e 要介護 5	<u>1,026単位</u>
(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)	

a	要介護 1	894単位
b	要介護 2	960単位
c	要介護 3	1,025単位
d	要介護 4	1,091単位
e	要介護 5	1,156単位
(3)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	1,171単位
ii	要介護 2	1,236単位
iii	要介護 3	1,303単位
iv	要介護 4	1,368単位
v	要介護 5	1,434単位
b	<u>経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	1,171単位
ii	要介護 2	1,236単位
iii	要介護 3	1,303単位
iv	要介護 4	1,368単位
v	要介護 5	1,434単位
(二)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	1,115単位
ii	要介護 2	1,183単位
iii	要介護 3	1,253単位
iv	要介護 4	1,322単位
v	要介護 5	1,390単位
b	<u>経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	1,115単位
ii	要介護 2	1,183単位
iii	要介護 3	1,253単位

a	要介護 1	875単位
b	要介護 2	939単位
c	要介護 3	1,003単位
d	要介護 4	1,068単位
e	要介護 5	1,131単位
(3)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	1,146単位
ii	要介護 2	1,210単位
iii	要介護 3	1,275単位
iv	要介護 4	1,339単位
v	要介護 5	1,403単位
b	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	1,146単位
ii	要介護 2	1,210単位
iii	要介護 3	1,275単位
iv	要介護 4	1,339単位
v	要介護 5	1,403単位
(二)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	1,091単位
ii	要介護 2	1,158単位
iii	要介護 3	1,226単位
iv	要介護 4	1,294単位
v	要介護 5	1,360単位
b	<u>ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	1,091単位
ii	要介護 2	1,158単位
iii	要介護 3	1,226単位

iv 要介護 4	1,322単位
v 要介護 5	1,390単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	927単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,288単位

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5～8 (略)

(5)・(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)	22単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	18単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

(削る)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に

iv 要介護 4	1,294単位
v 要介護 5	1,360単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	907単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,260単位

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5～8 (略)

(5)・(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(四) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に

届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>762単位</u>
ii 要介護2	<u>874単位</u>
iii 要介護3	<u>1,112単位</u>
iv 要介護4	<u>1,214単位</u>
v 要介護5	<u>1,305単位</u>

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>875単位</u>
ii 要介護2	<u>985単位</u>
iii 要介護3	<u>1,224単位</u>
iv 要介護4	<u>1,325単位</u>
v 要介護5	<u>1,416単位</u>

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>752単位</u>
--------	--------------

届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>746単位</u>
ii 要介護2	<u>855単位</u>
iii 要介護3	<u>1,088単位</u>
iv 要介護4	<u>1,188単位</u>
v 要介護5	<u>1,277単位</u>

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>856単位</u>
ii 要介護2	<u>964単位</u>
iii 要介護3	<u>1,198単位</u>
iv 要介護4	<u>1,297単位</u>
v 要介護5	<u>1,386単位</u>

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>736単位</u>
--------	--------------

ii	要介護 2	<u>861単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,096単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,197単位</u>
v	要介護 5	<u>1,287単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>862単位</u>
ii	要介護 2	<u>972単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,207単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,306単位</u>
v	要介護 5	<u>1,396単位</u>
(三)	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>736単位</u>
ii	要介護 2	<u>845単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,080単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,180単位</u>
v	要介護 5	<u>1,270単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>846単位</u>
ii	要介護 2	<u>955単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,190単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,290単位</u>
v	要介護 5	<u>1,380単位</u>
(2)	II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>716単位</u>
ii	要介護 2	<u>812単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,111単位</u>
v	要介護 5	<u>1,192単位</u>

ii	要介護 2	<u>843単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,073単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,171単位</u>
v	要介護 5	<u>1,259単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>844単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,181単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,278単位</u>
v	要介護 5	<u>1,366単位</u>
(三)	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>827単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,057単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,155単位</u>
v	要介護 5	<u>1,243単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>828単位</u>
ii	要介護 2	<u>935単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,165単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,262単位</u>
v	要介護 5	<u>1,350単位</u>
(2)	II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>701単位</u>
ii	要介護 2	<u>795単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,000単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,087単位</u>
v	要介護 5	<u>1,166単位</u>

b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>828単位</u>
ii	要介護2	<u>925単位</u>
iii	要介護3	<u>1,133単位</u>
iv	要介護4	<u>1,223単位</u>
v	要介護5	<u>1,303単位</u>
(二)	II型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>700単位</u>
ii	要介護2	<u>796単位</u>
iii	要介護3	<u>1,006単位</u>
iv	要介護4	<u>1,094単位</u>
v	要介護5	<u>1,175単位</u>
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>811単位</u>
ii	要介護2	<u>908単位</u>
iii	要介護3	<u>1,117単位</u>
iv	要介護4	<u>1,207単位</u>
v	要介護5	<u>1,287単位</u>
(三)	II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>689単位</u>
ii	要介護2	<u>785単位</u>
iii	要介護3	<u>994単位</u>
iv	要介護4	<u>1,083単位</u>
v	要介護5	<u>1,163単位</u>
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>800単位</u>
ii	要介護2	<u>897単位</u>
iii	要介護3	<u>1,106単位</u>
iv	要介護4	<u>1,196単位</u>

b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>810単位</u>
ii	要介護2	<u>905単位</u>
iii	要介護3	<u>1,109単位</u>
iv	要介護4	<u>1,197単位</u>
v	要介護5	<u>1,275単位</u>
(二)	II型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>685単位</u>
ii	要介護2	<u>779単位</u>
iii	要介護3	<u>984単位</u>
iv	要介護4	<u>1,071単位</u>
v	要介護5	<u>1,150単位</u>
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>794単位</u>
ii	要介護2	<u>889単位</u>
iii	要介護3	<u>1,093単位</u>
iv	要介護4	<u>1,181単位</u>
v	要介護5	<u>1,259単位</u>
(三)	II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>674単位</u>
ii	要介護2	<u>768単位</u>
iii	要介護3	<u>973単位</u>
iv	要介護4	<u>1,060単位</u>
v	要介護5	<u>1,138単位</u>
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>783単位</u>
ii	要介護2	<u>878単位</u>
iii	要介護3	<u>1,082単位</u>
iv	要介護4	<u>1,170単位</u>

v 要介護 5	<u>1,275単位</u>
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>702単位</u>
ii 要介護 2	<u>804単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,029単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,123単位</u>
v 要介護 5	<u>1,210単位</u>
b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>805単位</u>
ii 要介護 2	<u>910単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,132単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,228単位</u>
v 要介護 5	<u>1,313単位</u>
(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>656単位</u>
ii 要介護 2	<u>748単位</u>
iii 要介護 3	<u>947単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,032単位</u>
v 要介護 5	<u>1,108単位</u>
b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>762単位</u>
ii 要介護 2	<u>855単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,054単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,137単位</u>
v 要介護 5	<u>1,214単位</u>
(4) ユニット型 I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型 I型介護医療院短期入所療養介護費(I)	

v 要介護 5	<u>1,248単位</u>
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>687単位</u>
ii 要介護 2	<u>787単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,007単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,099単位</u>
v 要介護 5	<u>1,184単位</u>
b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>788単位</u>
ii 要介護 2	<u>891単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,202単位</u>
v 要介護 5	<u>1,285単位</u>
(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>642単位</u>
ii 要介護 2	<u>732単位</u>
iii 要介護 3	<u>927単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,010単位</u>
v 要介護 5	<u>1,084単位</u>
b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>746単位</u>
ii 要介護 2	<u>837単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,031単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,113単位</u>
v 要介護 5	<u>1,188単位</u>
(4) ユニット型 I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型 I型介護医療院短期入所療養介護費(I)	

a	<u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	892単位
ii	要介護 2	1,002単位
iii	要介護 3	1,242単位
iv	要介護 4	1,343単位
v	要介護 5	1,434単位
b	<u>経過的ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	892単位
ii	要介護 2	1,002単位
iii	要介護 3	1,242単位
iv	要介護 4	1,343単位
v	要介護 5	1,434単位
(二)	<u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)</u>	
a	<u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	882単位
ii	要介護 2	990単位
iii	要介護 3	1,226単位
iv	要介護 4	1,325単位
v	要介護 5	1,415単位
b	<u>経過的ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	882単位
ii	要介護 2	990単位
iii	要介護 3	1,226単位
iv	要介護 4	1,325単位
v	要介護 5	1,415単位
(5)	<u>ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)</u>	
(一)	<u>ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a	要介護 1	891単位
b	要介護 2	993単位
c	要介護 3	1,215単位

a	<u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	873単位
ii	要介護 2	981単位
iii	要介護 3	1,215単位
iv	要介護 4	1,314単位
v	要介護 5	1,403単位
b	<u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	873単位
ii	要介護 2	981単位
iii	要介護 3	1,215単位
iv	要介護 4	1,314単位
v	要介護 5	1,403単位
(二)	<u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)</u>	
a	<u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	863単位
ii	要介護 2	969単位
iii	要介護 3	1,200単位
iv	要介護 4	1,297単位
v	要介護 5	1,385単位
b	<u>ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	863単位
ii	要介護 2	969単位
iii	要介護 3	1,200単位
iv	要介護 4	1,297単位
v	要介護 5	1,385単位
(5)	<u>ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)</u>	
(一)	<u>ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
a	要介護 1	872単位
b	要介護 2	972単位
c	要介護 3	1,189単位

d	要介護 4	<u>1,309単位</u>
e	要介護 5	<u>1,394単位</u>
(二)	<u>経過のユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a	要介護 1	<u>891単位</u>
b	要介護 2	<u>993単位</u>
c	要介護 3	<u>1,215単位</u>
d	要介護 4	<u>1,309単位</u>
e	要介護 5	<u>1,394単位</u>
(6)	ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	<u>ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a	<u>ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>841単位</u>
ii	要介護 2	<u>943単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,168単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,262単位</u>
v	要介護 5	<u>1,347単位</u>
b	<u>経過のユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>841単位</u>
ii	要介護 2	<u>943単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,168単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,262単位</u>
v	要介護 5	<u>1,347単位</u>
(二)	<u>ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a	<u>ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
i	要介護 1	<u>849単位</u>
ii	要介護 2	<u>946単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,156単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,247単位</u>
v	要介護 5	<u>1,326単位</u>

d	要介護 4	<u>1,281単位</u>
e	要介護 5	<u>1,364単位</u>
(二)	<u>ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>	
a	要介護 1	<u>872単位</u>
b	要介護 2	<u>972単位</u>
c	要介護 3	<u>1,189単位</u>
d	要介護 4	<u>1,281単位</u>
e	要介護 5	<u>1,364単位</u>
(6)	ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	<u>ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a	<u>ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	<u>823単位</u>
ii	要介護 2	<u>923単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,143単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,235単位</u>
v	要介護 5	<u>1,318単位</u>
b	<u>ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	<u>823単位</u>
ii	要介護 2	<u>923単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,143単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,235単位</u>
v	要介護 5	<u>1,318単位</u>
(二)	<u>ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費</u>	
a	<u>ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	<u>831単位</u>
ii	要介護 2	<u>926単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,131単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,220単位</u>
v	要介護 5	<u>1,298単位</u>

b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

i 要介護 1	849単位
ii 要介護 2	946単位
iii 要介護 3	1,156単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,326単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

(一) 3時間以上4時間未満	670単位
(二) 4時間以上6時間未満	928単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～13 (略)

(8)～(12) (略)

(13) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)	22単位
---------------------	------

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	831単位
ii 要介護 2	926単位
iii 要介護 3	1,131単位
iv 要介護 4	1,220単位
v 要介護 5	1,298単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～13 (略)

(8)～(12) (略)

(13) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
----------------------	------

(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	<u>18単位</u>
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<u>6単位</u>
(削る)	
(14) 介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <u>令和6年3月31日までの間</u> 、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一)～(三) (略)	
(削る)	
(削る)	
(15) (略)	
10 特定施設入居者生活介護費	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	
(1) 要介護1	<u>538単位</u>
(2) 要介護2	<u>604単位</u>
(3) 要介護3	<u>674単位</u>
(4) 要介護4	<u>738単位</u>
(5) 要介護5	<u>807単位</u>
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1月につき)	
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	
(1) 要介護1	<u>538単位</u>
(2) 要介護2	<u>604単位</u>

(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	<u>12単位</u>
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	<u>6単位</u>
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<u>6単位</u>
(14) 介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <u>平成33年3月31日までの間</u> (四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一)～(三) (略)	
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の	<u>100分の90に相当する単位数</u>
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の	<u>100分の80に相当する単位数</u>
(15) (略)	
10 特定施設入居者生活介護費	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	
(1) 要介護1	<u>536単位</u>
(2) 要介護2	<u>602単位</u>
(3) 要介護3	<u>671単位</u>
(4) 要介護4	<u>735単位</u>
(5) 要介護5	<u>804単位</u>
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1月につき)	
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	
(1) 要介護1	<u>536単位</u>
(2) 要介護2	<u>602単位</u>

(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十六条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示
第百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

ト (略)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 577単位

ii 要支援2 721単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 619単位

ii 要支援2 762単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 610単位

ii 要支援2 768単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 658単位

ii 要支援2 817単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 581単位

ii 要支援2 725単位

に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 ((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ト (略)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 580単位

ii 要支援2 721単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 621単位

ii 要支援2 762単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 613単位

ii 要支援2 768単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 660単位

ii 要支援2 816単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 584単位

ii 要支援2 725単位

b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>778単位</u>
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>581単位</u>
ii	要支援 2	<u>725単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>778単位</u>
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>564単位</u>
ii	要支援 2	<u>706単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>598単位</u>
ii	要支援 2	<u>752単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>782単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>666単位</u>
ii	要支援 2	<u>828単位</u>
c	経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>

b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>777単位</u>
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>584単位</u>
ii	要支援 2	<u>725単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>777単位</u>
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>568単位</u>
ii	要支援 2	<u>707単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>601単位</u>
ii	要支援 2	<u>752単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>623単位</u>
ii	要支援 2	<u>781単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>668単位</u>
ii	要支援 2	<u>826単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援 1	<u>623単位</u>

ii	要支援 2	782単位
d	<u>経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要支援 1	666単位
ii	要支援 2	828単位
(二)	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u>	
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	810単位
b	<u>経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u>	
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	810単位
(三)	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u>	
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	810単位
b	<u>経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u>	
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	810単位
(四)	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u>	
i	要支援 1	608単位
ii	要支援 2	764単位

ii	要支援 2	781単位
d	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)</u>	
i	要支援 1	668単位
ii	要支援 2	826単位
(二)	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要支援 1	651単位
ii	要支援 2	809単位
b	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要支援 1	651単位
ii	要支援 2	809単位
(三)	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要支援 1	651単位
ii	要支援 2	809単位
b	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要支援 1	651単位
ii	要支援 2	809単位
(四)	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要支援 1	611単位
ii	要支援 2	764単位

b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

- | | |
|----------|-------|
| i 要支援 1 | 608単位 |
| ii 要支援 2 | 764単位 |

注 1～14 (略)

(3) 総合医学管理加算 275単位

注 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、介護予防サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------------------|------|
| (一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u> | 22単位 |
| (二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u> | 18単位 |
| (三) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u> | 6単位 |

(削る)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

- | | |
|----------|-------|
| i 要支援 1 | 611単位 |
| ii 要支援 2 | 764単位 |

注 1～14 (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------------------|------|
| (一) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u> | 18単位 |
| (二) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u> | 12単位 |
| (三) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u> | 6単位 |
| (四) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u> | 6単位 |

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から7までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
 - (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から7までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
 - (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から7までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (削る)

(削る)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から7までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から7までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

(四及び五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から6までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から6までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から6までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

四 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から6までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から6までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i	要支援 1	<u>536単位</u>
ii	要支援 2	<u>672単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>564単位</u>
ii	要支援 2	<u>701単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>554単位</u>
ii	要支援 2	<u>691単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>593単位</u>
ii	要支援 2	<u>751単位</u>
e	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援 1	<u>626単位</u>
ii	要支援 2	<u>784単位</u>
f	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援 1	<u>614単位</u>
ii	要支援 2	<u>772単位</u>
(二)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>504単位</u>
ii	要支援 2	<u>631単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>519単位</u>
ii	要支援 2	<u>647単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>563単位</u>
ii	要支援 2	<u>712単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>581単位</u>
ii	要支援 2	<u>730単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	

i	要支援 1	<u>525単位</u>
ii	要支援 2	<u>659単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>553単位</u>
ii	要支援 2	<u>687単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>543単位</u>
ii	要支援 2	<u>677単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>581単位</u>
ii	要支援 2	<u>736単位</u>
e	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援 1	<u>614単位</u>
ii	要支援 2	<u>769単位</u>
f	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援 1	<u>602単位</u>
ii	要支援 2	<u>757単位</u>
(二)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>494単位</u>
ii	要支援 2	<u>619単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>509単位</u>
ii	要支援 2	<u>634単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>552単位</u>
ii	要支援 2	<u>698単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>570単位</u>
ii	要支援 2	<u>716単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	

a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>487単位</u>
ii	要支援 2	<u>608単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>547単位</u>
ii	要支援 2	<u>690単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>545単位</u>
ii	要支援 2	<u>681単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>603単位</u>
ii	要支援 2	<u>761単位</u>
(二)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>545単位</u>
ii	要支援 2	<u>681単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>603単位</u>
ii	要支援 2	<u>761単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>619単位</u>
b	要支援 2	<u>779単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援 1	<u>648単位</u>
b	要支援 2	<u>808単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	

a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>477単位</u>
ii	要支援 2	<u>596単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>536単位</u>
ii	要支援 2	<u>676単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>668単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>591単位</u>
ii	要支援 2	<u>746単位</u>
(二)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>668単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>591単位</u>
ii	要支援 2	<u>746単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>764単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援 1	<u>635単位</u>
b	要支援 2	<u>792単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	

a 要支援 1	<u>638単位</u>
b 要支援 2	<u>798単位</u>
(四) <u>経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要支援 1	<u>619単位</u>
b 要支援 2	<u>779単位</u>
(五) <u>経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要支援 1	<u>648単位</u>
b 要支援 2	<u>808単位</u>
(六) <u>経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)</u>	
a 要支援 1	<u>638単位</u>
b 要支援 2	<u>798単位</u>
(4) <u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)</u>	
(一) <u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費</u>	
a 要支援 1	<u>619単位</u>
b 要支援 2	<u>779単位</u>
(二) <u>経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費</u>	
a 要支援 1	<u>619単位</u>
b 要支援 2	<u>779単位</u>
注 1～11 (略)	
(5)～(7) (略)	
(8) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につ	

a 要支援 1	<u>625単位</u>
b 要支援 2	<u>782単位</u>
(四) <u>ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)</u>	
a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>764単位</u>
(五) <u>ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)</u>	
a 要支援 1	<u>635単位</u>
b 要支援 2	<u>792単位</u>
(六) <u>ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)</u>	
a 要支援 1	<u>625単位</u>
b 要支援 2	<u>782単位</u>
(4) <u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)</u>	
(一) <u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>764単位</u>
(二) <u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>764単位</u>
注 1～11 (略)	
(5)～(7) (略)	
(8) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につ	

き次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(削る)

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(10) (略)

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 519単位
 - ii 要支援2 652単位
 - b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 547単位

き次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
- (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
- (三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(10) (略)

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 509単位
 - ii 要支援2 639単位
 - b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 536単位

ii 要支援 2	<u>679単位</u>
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i 要支援 1	<u>538単位</u>
ii 要支援 2	<u>670単位</u>
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i 要支援 1	<u>577単位</u>
ii 要支援 2	<u>731単位</u>
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
i 要支援 1	<u>610単位</u>
ii 要支援 2	<u>764単位</u>
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
i 要支援 1	<u>599単位</u>
ii 要支援 2	<u>753単位</u>
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>461単位</u>
ii 要支援 2	<u>576単位</u>
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>526単位</u>
ii 要支援 2	<u>664単位</u>
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>603単位</u>
b 要支援 2	<u>759単位</u>
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>630単位</u>
b 要支援 2	<u>787単位</u>
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要支援 1	<u>621単位</u>
b 要支援 2	<u>777単位</u>

ii 要支援 2	<u>666単位</u>
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i 要支援 1	<u>527単位</u>
ii 要支援 2	<u>657単位</u>
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i 要支援 1	<u>566単位</u>
ii 要支援 2	<u>717単位</u>
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
i 要支援 1	<u>598単位</u>
ii 要支援 2	<u>749単位</u>
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
i 要支援 1	<u>587単位</u>
ii 要支援 2	<u>738単位</u>
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>452単位</u>
ii 要支援 2	<u>565単位</u>
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>516単位</u>
ii 要支援 2	<u>651単位</u>
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>591単位</u>
b 要支援 2	<u>744単位</u>
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>618単位</u>
b 要支援 2	<u>771単位</u>
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要支援 1	<u>609単位</u>
b 要支援 2	<u>762単位</u>

(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

- a 要支援1 603単位
b 要支援2 759単位

(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

- a 要支援1 630単位
b 要支援2 787単位

(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)

- a 要支援1 621単位
b 要支援2 777単位

注1～10 (略)

(3)～(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
(二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位
(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(削る)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、

(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)

- a 要支援1 591単位
b 要支援2 744単位

(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)

- a 要支援1 618単位
b 要支援2 771単位

(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)

- a 要支援1 609単位
b 要支援2 762単位

注1～10 (略)

(3)～(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
(四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (四及び五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た

次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(8) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 831単位

ii 要支援2 997単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 941単位

ii 要支援2 1,099単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 767単位

ii 要支援2 941単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 826単位

ii 要支援2 1,021単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 745単位

ii 要支援2 912単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 804単位

だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(8) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 815単位

ii 要支援2 977単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 922単位

ii 要支援2 1,077単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 752単位

ii 要支援2 922単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 810単位

ii 要支援2 1,001単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 730単位

ii 要支援2 894単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 788単位

ii 要支援 2	<u>994単位</u>
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>732単位</u>
ii 要支援 2	<u>896単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>791単位</u>
ii 要支援 2	<u>977単位</u>
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>671単位</u>
ii 要支援 2	<u>835単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>780単位</u>
ii 要支援 2	<u>940単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>577単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>637単位</u>
b 要支援 2	<u>822単位</u>
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a <u>ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費</u>	
i 要支援 1	<u>961単位</u>
ii 要支援 2	<u>1,120単位</u>
b <u>経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養</u>	

ii 要支援 2	<u>974単位</u>
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>718単位</u>
ii 要支援 2	<u>878単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>775単位</u>
ii 要支援 2	<u>958単位</u>
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>658単位</u>
ii 要支援 2	<u>819単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>765単位</u>
ii 要支援 2	<u>921単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>566単位</u>
b 要支援 2	<u>727単位</u>
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>624単位</u>
b 要支援 2	<u>806単位</u>
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a <u>ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費</u>	
(i)	
i 要支援 1	<u>942単位</u>
ii 要支援 2	<u>1,098単位</u>
b <u>ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費</u>	

介護費

- i 要支援 1 961単位
- ii 要支援 2 1,120単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

- i 要支援 1 851単位
- ii 要支援 2 1,048単位

b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

- i 要支援 1 851単位
- ii 要支援 2 1,048単位

注 1～6 (略)

(4)・(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位
- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(削る)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、

(ⅱ)

- i 要支援 1 942単位
- ii 要支援 2 1,098単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(ⅰ)

- i 要支援 1 834単位
- ii 要支援 2 1,027単位

b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

(ⅱ)

- i 要支援 1 834単位
- ii 要支援 2 1,027単位

注 1～6 (略)

(4)・(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位
- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、

当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)
(削る)

(削る)

(8) (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 590単位

ii 要支援2 726単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 652単位

ii 要支援2 810単位

(二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 579単位

ii 要支援2 716単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 640単位

ii 要支援2 798単位

(三) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 563単位

当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

四 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(8) (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 578単位

ii 要支援2 712単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 639単位

ii 要支援2 794単位

(二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 568単位

ii 要支援2 702単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 627単位

ii 要支援2 782単位

(三) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 552単位

ii	要支援 2	<u>700単位</u>
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>623単位</u>
ii	要支援 2	<u>781単位</u>
(2)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>562単位</u>
ii	要支援 2	<u>688単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>624単位</u>
ii	要支援 2	<u>771単位</u>
(二)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>546単位</u>
ii	要支援 2	<u>671単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>608単位</u>
ii	要支援 2	<u>755単位</u>
(三)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>535単位</u>
ii	要支援 2	<u>660単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>597単位</u>
ii	要支援 2	<u>744単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	

ii	要支援 2	<u>686単位</u>
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>766単位</u>
(2)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>551単位</u>
ii	要支援 2	<u>674単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>612単位</u>
ii	要支援 2	<u>756単位</u>
(二)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>535単位</u>
ii	要支援 2	<u>658単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>596単位</u>
ii	要支援 2	<u>740単位</u>
(三)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>524単位</u>
ii	要支援 2	<u>647単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>585単位</u>
ii	要支援 2	<u>729単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	

i	要支援 1	<u>536単位</u>
ii	要支援 2	<u>665単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>593単位</u>
ii	要支援 2	<u>743単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>510単位</u>
ii	要支援 2	<u>629単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>569単位</u>
ii	要支援 2	<u>709単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a	<u>ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i	要支援 1	<u>673単位</u>
ii	要支援 2	<u>834単位</u>
b	<u>経過的ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i	要支援 1	<u>673単位</u>
ii	要支援 2	<u>834単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a	<u>ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i	要支援 1	<u>663単位</u>
ii	要支援 2	<u>824単位</u>
b	<u>経過的ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	

i	要支援 1	<u>525単位</u>
ii	要支援 2	<u>652単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>581単位</u>
ii	要支援 2	<u>728単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>500単位</u>
ii	要支援 2	<u>617単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>558単位</u>
ii	要支援 2	<u>695単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a	<u>ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>818単位</u>
b	<u>ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>818単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a	<u>ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要支援 1	<u>650単位</u>
ii	要支援 2	<u>808単位</u>
b	<u>ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	

養介護費

- i 要支援 1 663単位
- ii 要支援 2 824単位

(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費

- a 要支援 1 688単位
- b 要支援 2 838単位

(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費

- a 要支援 1 688単位
- b 要支援 2 838単位

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

- i 要支援 1 630単位
- ii 要支援 2 782単位

b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

- i 要支援 1 630単位
- ii 要支援 2 782単位

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

- i 要支援 1 656単位
- ii 要支援 2 797単位

費(ii)

- i 要支援 1 650単位
- ii 要支援 2 808単位

(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)

- a 要支援 1 674単位
- b 要支援 2 821単位

(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)

- a 要支援 1 674単位
- b 要支援 2 821単位

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

- i 要支援 1 618単位
- ii 要支援 2 767単位

b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

- i 要支援 1 618単位
- ii 要支援 2 767単位

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

- i 要支援 1 643単位
- ii 要支援 2 781単位

b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i 要支援1	656単位
ii 要支援2	797単位

注1～11 (略)

(7)～(10) (略)

(11) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)	22単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	18単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

(削る)

(12) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)
(削る)

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	643単位
ii 要支援2	781単位

注1～11 (略)

(7)～(10) (略)

(11) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(四) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

(12) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)
(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(削る)

(13) (略)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1 182単位

(2) 要支援2 311単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1・2 (略)

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注4を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(13) (略)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1 181単位

(2) 要支援2 310単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1・2 (略)

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）（抄）

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 通則</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。3の(6)ニc及びd、7の(8)④及び⑤を除き、以下同じ。）は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法等について</p> <p>暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。</p> <p>その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。</p> <p>① <u>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 通則</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。3の(6)ニc、7の(8)⑤を除き、以下同じ。）は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について</p> <p>暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。</p> <p>(新設)</p>

時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

- ② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(5) (略)

(6) 夜勤体制による減算について

①～③ (略)

- ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。

また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとする。

なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯である必要はない。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとする。

⑤ (略)

(新設)

(5) (略)

(6) 夜勤体制による減算について

①～③ (略)

(新設)

④ (略)

(7)～(9) (略)
(削る)

10 文書の取扱いについて

訪問通所サービス通知の第2の1の(9)を準用する。

2 短期入所生活介護費

(1)・(2) (略)

(3) 併設事業所について

① (略)

② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下(3)並びに(8)、(10)、(12)及び(19)において同じ。）の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数70人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数20人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費(1)（3：1の人員配置に対応するもの）を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で30人であり、必要な夜勤を行う職員数は4人であること。

なお、ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で、夜勤職員の配置数を算定すること。例えば、3ユニットの指定介護老人福祉施設に、1ユニットの短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、2のユニットごとに夜勤職員を1人以上配置することが必要であることから、必要な夜勤職員数は2人であること。

また、ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく（災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等）、夜勤職員一人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と短

(7)～(9) (略)

10 栄養管理について

短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院においては、栄養士が、各利用者の年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制を整備し、各利用者の栄養状態にあった栄養管理を行うこと。

(新設)

2 短期入所生活介護費

(1)・(2) (略)

(3) 併設事業所について

① (略)

② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下(3)並びに(8)、(10)、(12)及び(19)において同じ。）の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数70人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数20人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費(1)（3：1の人員配置に対応するもの）を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で30人であり、必要な夜勤を行う職員数は4人であること。

なお、ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で、夜勤職員の配置数を算定すること。例えば、3ユニットの指定介護老人福祉施設に、1ユニットの短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、2のユニットごとに夜勤職員を1人以上配置することが必要であることから、必要な夜勤職員数は2人であること。

また、ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく（災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等）、夜勤職員一人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と短

処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(13)を、また、緊急時施設療養費については、6の(32)を準用すること。また、注14により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

また、平成27年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてあわせて留意すべきものであること。

イ～へ（略）

② 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは経過ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)を算定する介護老人保健施設における短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(10)を、また、緊急時施設療養費については、6の(26)を準用すること。また、注14により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

また、平成27年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてあわせて留意すべきものであること。

イ～へ（略）

② 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定する介護老人保健施設における短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費若しくは経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

ロ (略)

ハ 当該介護老人保健施設における短期入所療養介護に係る施設基準について

a 施設基準第 14 号イ(1)(A)の基準における居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前 6 月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

b 施設基準第 14 号イ(1)(B)の基準における、30.4 を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近 3 月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

c 施設基準第 14 号イ(1)(C)の基準における、入所者のうち、入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

(d) (a)において、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うこととは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、必要な情報を収集するとともに、当該入所者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき改善目標を定めるとともに当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導

(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

ロ (略)

ハ 当該介護老人保健施設における短期入所療養介護に係る施設基準について

a 施設基準第 14 号イ(1)(A)の基準における居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前 6 月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

b 施設基準第 14 号イ(1)(B)の基準における、30.4 を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近 3 月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

c 施設基準第 14 号イ(1)(C)の基準における、入所者のうち、入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

(d) (a)において、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うこととは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、必要な情報を収集するとともに、当該入所者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき改善目標を定めるとともに当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導

を行い、それらを踏まえ退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことである。また、指導日及び指導内容の要点については診療録等に記載すること。

(e) (略)

d 施設基準第 14 号イ(1)(A)Dの基準における、新規退所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前 30 日以内又は退所後 30 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

(d) (a)において、退所後の療養上の指導とは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、①食事、入浴、健康管理等居宅療養に関する内容、②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の内容、③家屋の改善の内容及び④退所する者の介助方法の内容について必要な情報を収集するとともに、必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行うことをいう。また、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

なお、同一の入所者について、当該退所後の療養上の指導のための訪問と施設基準第 14 号イ(1)(A)Cで規定する退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定するための訪問を同一日に行った場合には、d(a)(i)に掲げる数には含めない。

(e) (略)

e 施設基準第 14 号イ(1)(A)Eの基準については、当該施設において、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を用いること。

ただし、当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含むこと

を行い、それらを踏まえ退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことである。また、指導日及び指導内容の要点については診療録等に記載すること。

(e) (略)

d 施設基準第 14 号イ(1)(B)Dの基準における、新規退所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前 30 日以内又は退所後 30 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

(d) (a)において、退所後の療養上の指導とは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、①食事、入浴、健康管理等居宅療養に関する内容、②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の内容、③家屋の改善の内容及び④退所する者の介助方法の内容について必要な情報を収集するとともに、必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行うことをいう。また、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

なお、同一の入所者について、当該退所後の療養上の指導のための訪問と施設基準第 14 号イ(1)(B)Cで規定する退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定するための訪問を同一日に行った場合には、d(a)(i)に掲げる数には含めない。

(e) (略)

e 施設基準第 14 号イ(1)(B)Eの基準については、当該施設において、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を用いること。

ただし、当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含むこと

ができる。

f 施設基準第 14 号イ(1)(ハ)Fの基準における、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の数を入所者の数で除した数に 100 を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

g 施設基準第 14 号イ(1)(ハ)Gの基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に 100 を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

h 施設基準第 14 号イ(1)(ハ)Hの基準における、入所者のうち要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

i 施設基準第 14 号イ(1)(ハ)Iの基準における、入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

j 施設基準第 14 号イ(1)(ハ)Jの基準における、入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)について

イ (略)

ロ 「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。

(a) 地域との連携については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第 35 条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところであるが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。

(b) (略)

(削る)

ができる。

f 施設基準第 14 号イ(1)(七)Fの基準における、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の数を入所者の数で除した数に 100 を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

g 施設基準第 14 号イ(1)(七)Gの基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に 100 を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

h 施設基準第 14 号イ(1)(七)Hの基準における、入所者のうち要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

i 施設基準第 14 号イ(1)(七)Iの基準における、入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

j 施設基準第 14 号イ(1)(七)Jの基準における、入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)について

イ (略)

ロ 「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。

(a) 地域との連携については、基準省令第 35 条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところであるが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。

(b) (略)

(c) 当該基準については、平成 30 年度に限り、平成 31 年度中に当該

- ④ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(iii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)を算定する介護老人保健施設における短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費若しくは経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

ロ・ハ (略)

- ⑤ (略)

- ⑥ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設（以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

介護療養型老人保健施設における短期入所療養介護について、適用

活動を実施する場合を含むものとしてしているところであるが、各施設において地域の実情に合わせた検討を行い、可能な限り早期から実施することが望ましいものであること。また、既に当該基準に適合する活動を実施している介護老人保健施設においては、更に創意工夫を行うよう努めることが望ましい。

- ④ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iii)を算定する介護老人保健施設における短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

ロ・ハ (略)

- ⑤ (略)

- ⑥ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設（以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

介護療養型老人保健施設における短期入所療養介護について、適用

すべき所定単位数の算定区分については、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった事実が発生した月の翌月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)から(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又は経過ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費の(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費若しくは経過ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定することとなる。

ロ～ニ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 総合医学管理加算

- ① 本加算は、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者又は家族の同意の上、治療管理を目的として、指定短期入所療養介護事業所により短期入所療養介護が行われた場合に7日を限度として算定できる。
利用にあたり、医療機関における対応が必要と判断される場合にあっては、速やかに医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取りはからう必要がある。
- ② 利用にあたり、診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。
- ③ 算定する場合にあっては、診療方針、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ④ 利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付すること。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、主治の医師からの当該利用者に係る問合せに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。
- ⑤ 主治の医師への文書の交付がない場合には、利用期間中を通じて、算定できなくなることに留意すること。ただし、利用者又はその家族の同意が得られない場合は、この限りではない。

すべき所定単位数の算定区分については、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった事実が発生した月の翌月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)から(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)から(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)を算定することとなる。

ロ～ニ (略)

(2)～(4) (略)

(新設)

⑥ 利用中に入院することとなった場合は、医療機関に診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合に限り、入院した日を除いて算定できる。

⑦ 緊急時施設療養費を算定した場合には、本加算は算定できないものであること。

⑥ 病院又は診療所における短期入所療養介護

① 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、7の(1)、(3)から(7)まで、10①、③及び⑤並びに14を準用すること。この場合、7の10①及び⑤の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数（人員配置）については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、60床の病棟で、看護職員が12人、介護職員が13人配置されていて、診療報酬上、看護職員5：1（12人以上）、介護職員5：1（12人以上）の点数を算定している場合については、看護職員のうち2人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員6：1（10人以上）、介護職員4：1（15人以上）に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、7の(1)、(3)から(7)まで、10①、③及び⑤並びに14は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、7の10①及び⑤の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ト （略）

⑤ 病院又は診療所における短期入所療養介護

① 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、7の(1)、(3)から(7)まで、9①、③及び⑤並びに13を準用すること。この場合、7の9①及び⑤の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数（人員配置）については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、60床の病棟で、看護職員が12人、介護職員が13人配置されていて、診療報酬上、看護職員5：1（12人以上）、介護職員5：1（12人以上）の点数を算定している場合については、看護職員のうち2人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員6：1（10人以上）、介護職員4：1（15人以上）に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、7の(1)、(3)から(7)まで、9①、③及び⑤並びに13は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、7の9①及び⑤の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ト （略）

- ② 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)、(iii)、(v)若しくは(iv)若しくは(II)(ii)若しくは(iv)又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは(III)又は経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは(III)を算定するための基準について

イ～ニ (略)

ホ 施設基準第 14 号ニ(2)(ロ) b の「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去 1 年間に経管栄養が実施されていた者（入院期間が 1 年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算を算定している者又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和 2 年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）は、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。 「喀痰吸引」の実施とは、過去 1 年間に喀痰吸引が実施されていた者（入院期間が 1 年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成 27 年度から令和 2 年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成 26 年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成 27 年度から令和 2 年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。 「インスリン注射」の実施においては、自ら実施する者は除くものであること。同一の者について、例えば、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、2 つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含めること。

へ (略)

ト 施設基準第 14 号ニ(2)(ロ)の基準については、同号ニ(2)(ロ) a から d までのすべてに適合する入院患者等の入院延べ日数が、全ての入院患者等の入院延べ日数に占める割合が、基準を満たすものであること。当該割合の算出にあたっては、小数点第 3 位以下は切り上げるものとする。ただし、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来院が見込めないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が入院患者等の状態等に応じて随時、入院患者等に対するターミナルケアにつ

- ② 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)、(iii)、(v)若しくは(iv)若しくは(II)(ii)若しくは(iv)又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)(III)(V)若しくは(IV)を算定するための基準について

イ～ニ (略)

ホ 施設基準第 14 号ニ(2)(ロ) b の「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去 1 年間に経管栄養が実施されていた者（入院期間が 1 年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されている者については、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。 「喀痰吸引」の実施とは、過去 1 年間に喀痰吸引が実施されていた者（入院期間が 1 年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されている者（平成 26 年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者）については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。 「インスリン注射」の実施においては、自ら実施する者は除くものであること。同一の者について、例えば、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、2 つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含めること。

へ (略)

ト 施設基準第 14 号ニ(2)(ロ)の基準については、同号ニ(2)(ロ) a から c までのすべてに適合する入院患者等の入院延べ日数が、全ての入院患者等の入院延べ日数に占める割合が、基準を満たすものであること。当該割合の算出にあたっては、小数点第 3 位以下は切り上げるものとする。ただし、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来院が見込めないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が入院患者等の状態等に応じて随時、入院患者等に対するターミナルケアにつ

いて相談し、共同してターミナルケアを行っていると思われる場合を含む。この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来院がなかった旨を記載しておくことが必要である。ターミナルケアにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等の支援に努めること。

チ 施設基準第 14 号ニ(2)四における「生活機能を維持改善するリハビリテーション」とは、以下の考え方によるものとする。

a (略)

b 入院中のリハビリテーションに係るマネジメントについては「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号)第2のⅢで考え方を示しているところであるが、生活機能を維持改善するリハビリテーションについても、この考え方は適用されるものである。

c (略)

リ (略)

③ 診療所短期入所療養介護費(I)(ii)、(iii)、(v)、若しくは(vi)又はユニット型診療所短期入所療養介護費(II)若しくは(III)又は経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)若しくは(III)を算定するための基準について

②を準用する。この場合において、②ホ中「経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施」とあるのは「経鼻経管、胃ろう若しくは腸ろう又は中心静脈栄養による栄養の実施」と、同ト中「同号ニ(2)(三)a から d までのすべてに適合する入院患者等の入院延べ日数が、全ての入院患者等の入院延べ日数に占める割合」とあるのは「同号ニ(2)(三)a から d までのすべてに適合する入院患者等の入院延べ日数が、全ての入院患者等の入院延べ日数に占める割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積」と読み替えるものとする。

(6-1) 介護医療院における短期入所療養介護

① 介護医療院短期入所療養介護費を算定するための基準について

いて相談し、共同してターミナルケアを行っていると思われる場合を含む。この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来院がなかった旨を記載しておくことが必要である。

チ 施設基準第 14 号ニ(2)四における「生活機能を維持改善するリハビリテーション」とは、以下の考え方によるものとする。

a (略)

b 入院中のリハビリテーションに係るマネジメントについては平成 21 年度介護報酬改定においてリハビリテーションマネジメント加算が本体報酬に包括化された際「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成18年3月27日老老発0327001)で考え方を示しているところであるが、生活機能を維持改善するリハビリテーションについても、この考え方は適用されるものである。

c (略)

リ (略)

③ 診療所短期入所療養介護費(I)(ii)、(iii)、(v)、若しくは(vi)又はユニット型診療所短期入所療養介護費(II)(III)(IV)若しくは(V)を算定するための基準について

②を準用する。この場合において、②ホ中「経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施」とあるのは「経鼻経管、胃ろう若しくは腸ろう又は中心静脈栄養による栄養の実施」と、同ト中「同号ニ(2)(三)a から c までのすべてに適合する入院患者等の入院延べ日数が、全ての入院患者等の入院延べ日数に占める割合」とあるのは「同号ニ(2)(三)a から c までのすべてに適合する入院患者等の入院延べ日数が、全ての入院患者等の入院延べ日数に占める割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積」と読み替えるものとする。

(5-1) 介護医療院における短期入所療養介護

① 介護医療院短期入所療養介護費を算定するための基準について

イ この場合の短期入所療養介護には、介護医療院の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、介護医療院の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設診療費については、8の(29)を準用すること。また、注 11 により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護医療院について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

ロ～ニ（略）

- ② I 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について

イ～ホ（略）

へ 施設基準第 14 号ヨ(1)(-)h ii 又は施設基準第 14 号ヨ(2)(-)b ii の「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去 1 年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が 1 年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定している者又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和 2 年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）は、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。こと。「喀痰吸引」の実施とは、過去 1 年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が 1 年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成 30 年度から令和 2 年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成 30 年度から令和 2 年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。こと。「インスリン注射」の実施においては、自ら実施する者は除くものであること。同一の者について、例えば、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施し

イ この場合の短期入所療養介護には、介護医療院の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、介護医療院の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設診療費については、6の(29)を準用すること。また、注 11 により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護医療院について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

ロ～ニ（略）

- ② I 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について

イ～ホ（略）

へ 施設基準第 14 号ヨ(1)(-)h ii 又は施設基準第 14 号ヨ(2)(-)b ii の「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去 1 年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が 1 年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されている者については、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。こと。「喀痰吸引」の実施とは、過去 1 年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が 1 年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されている者については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。こと。「インスリン注射」の実施においては、自ら実施する者は除くものであること。同一の者について、例えば、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、二つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含めること。

ている場合、二つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含めること。

ト (略)

チ 施設基準第 14 号ヨ(1)(-) i 又は施設基準第 14 号ヨ(2)(-) e の基準については、同号 i から iv までのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合が、基準を満たすものであること。当該割合の算出にあたっては、小数点第 3 位以下は切り上げるものとする。ただし、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来所が見込めないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が入所者等の状態等に応じて随時、入所者等に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていること認められる場合を含む。この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来所がなかった旨を記載しておくことが必要である。ターミナルケアにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等の支援に努めること。

リ 施設基準第 14 号ヨ(1)(-) f における「生活機能を維持改善するリハビリテーション」とは、以下の考え方によるものとする。

a (略)

b 生活機能を維持改善するリハビリテーションについても、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第 2 の III の考え方は適用されるものである。具体的には、入所者等ごとに解決すべき日常生活動作上の課題の把握（アセスメント）を適切に行い、改善に係る目標を設定し、計画を作成した上で、当該目標を達成するために必要なリハビリテーションを、機能訓練室の内外を問わず、また時間にこだわらず療養生活の中で随時行い、入所者等の生活機能の維持改善に努めなければならないこと。

ヌ 施設基準第 14 号ヨ(1)(-) g における「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。

ト (略)

チ 施設基準第 14 号ヨ(1)(-) i 又は施設基準第 14 号ヨ(2)(-) c の基準については、同号 i から iii までのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合が、基準を満たすものであること。当該割合の算出にあたっては、小数点第 3 位以下は切り上げるものとする。ただし、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来所が見込めないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が入所者等の状態等に応じて随時、入所者等に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていること認められる場合を含む。この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来所がなかった旨を記載しておくことが必要である。

リ 施設基準第 14 号ヨ(1)(-) f における「生活機能を維持改善するリハビリテーション」とは、以下の考え方によるものとする。

a (略)

b 生活機能を維持改善するリハビリテーションについても、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成 18 年 3 月 27 日老老発 0327001）の考え方は適用されるものである。具体的には、入所者等ごとに解決すべき日常生活動作上の課題の把握（アセスメント）を適切に行い、改善に係る目標を設定し、計画を作成した上で、当該目標を達成するために必要なリハビリテーションを、機能訓練室の内外を問わず、また時間にこだわらず療養生活の中で随時行い、入所者等の生活機能の維持改善に努めなければならないこと。

ヌ 施設基準第 14 号ヨ(1)(-) g における「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。

a 地域との連携については、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚労省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。）第 39 条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところであるが、I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)を算定すべき介護医療院においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。

b (略)
(削る)

③ I 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院のユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について

②を準用する。この場合において、②へ中「経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施」とあるのは「経鼻経管、胃ろう若しくは腸ろう又は中心静脈栄養による栄養の実施」と、同中「同号 i から iv までのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合」とあるのは「同号 i から iv までのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合と、19 を当該併設型小規模介護医療院における I 型療養床数で除した数で除した数との積」と読み替えるものとする。

④ II 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について

イ～ハ (略)

ニ 施設基準第 14 号タ(1)(-)e ii の「経管栄養」の実施とは、経鼻経管

a 地域との連携については、基準省令第 39 条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところであるが、I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)を算定すべき介護医療院においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。

b (略)

c 当該基準については、平成 30 年度に限り、平成 31 年度中に当該活動を実施する場合を含むものとしているところであるが、各施設において地域の実情に合わせた検討を行い、可能な限り早期から実施することが望ましいものであること。また、既に当該基準に適合する活動を実施している介護医療院においては、更に創意工夫を行うよう努めることが望ましい。

③ I 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院のユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について

②を準用する。この場合において、②へ中「経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施」とあるのは「経鼻経管、胃ろう若しくは腸ろう又は中心静脈栄養による栄養の実施」と、同中「同号 i から iii までのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合」とあるのは「同号 i から iii までのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合と、19 を当該併設型小規模介護医療院における I 型療養床数で除した数で除した数との積」と読み替えるものとする。

④ II 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について

イ～ハ (略)

ニ 施設基準第 14 号タ(1)(-)e ii の「経管栄養」の実施とは、経鼻経管

又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定している者又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）は、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。こと。「喀痰吸引」の実施とは、過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成30年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成30年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。こと。同一の者について、例えば、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、2つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含める。

ホ・ヘ（略）

- ⑤ II型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について

イ～ハ（略）

ニ 施設基準第14号タ(1)㇀d iiの「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定している者又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）は、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。こと。「喀痰吸引」の実施とは、過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理

又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものについては、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。こと。「喀痰吸引」の実施とは、過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されている者については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。こと。同一の者について、例えば、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、2つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含める。

ホ・ヘ（略）

- ⑤ II型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について

イ～ハ（略）

ニ 施設基準第14号タ(1)㇀d iiの「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものについては、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。こと。「喀痰吸引」の実施とは、過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されている者については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱

加算を算定されている者又は平成 30 年度から令和 2 年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成 30 年度から令和 2 年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。同一の者について、例えば、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、2つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含める。

ホ・ヘ （略）

⑥～⑧ （略）

(7) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について

イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第 15 号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

a・b （略）

c 施設基準第 15 号ハに規定する指定短期入所療養介護費

短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)、介護医療院基準第 45 条第 2 項 1 号イ(3)又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)を満たすものに限る。)(「ユニット型個室」という。)の利用者に対して行われるものであること。

d 施設基準第 15 号ニに規定する指定短期入所療養介護費

短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 9 号。以下「令和 3 年改正省令」という。)による改正前の介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)、令和 3 年改正省令による改正前の介護医療院基準第 45 条第 2 項 1 号イ(3)(ii)又は令和 3 年改正省令による改正前の指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii) (指定居宅サービス等の事業の

うものとする。同一の者について、例えば、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、2つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含める。

ホ・ヘ （略）

⑥～⑧ （略）

(6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について

イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第 15 号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

a・b （略）

c 施設基準第 15 号ハに規定する指定短期入所療養介護費

短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)を満たすものに限る。)(「ユニット型個室」という。)の利用者に対して行われるものであること。

d 施設基準第 15 号ニに規定する指定短期入所療養介護費

短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii) (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 17 年厚生労働省令第 139 号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。)附則第 5 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第

人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 139 号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第 5 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

ロ （略）

8～10 （略）

11 緊急短期入所受入加算について

①・② （略）

③ 本加算の算定対象期間は原則として 7 日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7 日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で 14 日を限度に引き続き加算を算定することができること。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。

④～⑥ （略）

12 （略）

13 療養食加算について

2 の16を準用する。

14 認知症専門ケア加算について

2 の19①から⑥を準用する。

15 サービス提供体制強化加算について

① 2 の21①から④まで及び⑥を準用する。

② （略）

16 介護職員処遇改善加算について

2 の22を準用する。

17 介護職員等特定処遇改善加算について

41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

ロ （略）

7～9 （略）

10 緊急短期入所受入加算について

①・② （略）

③ 7 日を限度として算定することとあるのは、本加算が、緊急に居宅サービス計画の変更を必要とした利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後 8 日目以降の短期入所療養介護の利用の継続を妨げるものではないことに留意すること。また、緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、居宅介護支援事業者と密接な連携を行い、相談すること。

④～⑥ （略）

11 （略）

12 療養食加算について

2 の15を準用する。

13 認知症専門ケア加算について

2 の18①から⑤を準用する。

14 サービス提供体制強化加算について

① 2 の20①から④まで及び⑥を準用する。

② （略）

15 介護職員処遇改善加算について

2 の21を準用する。

16 介護職員等特定処遇改善加算について

2の②を準用する。

4 特定施設入居者生活介護費

(1) (略)

(2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費について

① 報酬の算定及び支払方法について

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費は、基本サービス部分（当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が自ら行う特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等に相当する部分）及び各サービス部分（当該事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）が提供する居宅サービス部分）からなり、イ及びロの単位数を合算したものに特定施設入居者生活介護の1単位の単価を乗じて得た額が一括して外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる。

介護職員が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、イの基本サービス部分についてのみ適用されることとなる。

なお、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者においては、居宅サービス基準上、看護職員の配置は義務付けられていない。イ 基本サービス部分は1日につき 83単位とする。

ロ (略)

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 入居継続支援加算について

① 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。また、届出を行った月以降においても、毎月において前4月から前々月までの3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。

②・③ (略)

④ 必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入居者の数が7又はそ

2の②を準用する。

4 特定施設入居者生活介護費

(1) (略)

(2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費について

① 報酬の算定及び支払方法について

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費は、基本サービス部分（当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が自ら行う特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等に相当する部分）及び各サービス部分（当該事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）が提供する居宅サービス部分）からなり、イ及びロの単位数を合算したものに特定施設入居者生活介護の1単位の単価を乗じて得た額が一括して外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる。

介護職員が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、イの基本サービス部分についてのみ適用されることとなる。

なお、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者においては、居宅サービス基準上、看護職員の配置は義務付けられていない。イ 基本サービス部分は1日につき 82単位とする。

ロ (略)

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 入居継続支援加算について

① 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前3月のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。また、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。

②・③ (略)

(新設)

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）（抄）

新	旧
<p>第1 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や介護予防支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。</p> <p>また、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護については、届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。</p> <p>ただし、令和3年4月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、介護予防訪問通所サービス、介護予防居宅療養管理指導に係るもの、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援に係るものについては、同年4月1日以前に、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、同年4月1日までになされれば足りるものとする。</p> <p>介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であることから、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行わない。</p> <p>ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、日割り計算による。また、月途中で要支援度が増えた場合についても、日割り計算により、それぞれの単位数を算定するものとする。なお、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費(Ⅲ)を算定していた場合であって、月途中に、要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費(Ⅲ)を算定することとする。</p> <p>第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項</p> <p>1 通則</p>	<p>第1 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や介護予防支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。</p> <p>また、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護については、届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。</p> <p>ただし、平成27年4月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、介護予防訪問通所サービス、介護予防居宅療養管理指導に係るもの、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援に係るものについては、同年4月1日以前に、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、同年4月1日までになされれば足りるものとする。</p> <p>介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であることから、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行わない。</p> <p>ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、日割り計算による。また、月途中で要支援度が増えた場合についても、日割り計算により、それぞれの単位数を算定するものとする。なお、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費(Ⅲ)を算定していた場合であって、月途中に、要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費(Ⅲ)を算定することとする。</p> <p>第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項</p> <p>1 通則</p>

(1) 算定上における端数処理について

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）附則第12条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

(2) サービス種類相互の算定関係について

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、その他の介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費（介護予防居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪問入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防居宅療養管理指導費及び介護予防通所リハビリテーション費並びに介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。

なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3)～(6) （略）

(5) 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2の定義上、要支援者の居宅において行われるものとされており、要支援者の居宅以外で

(1) 算定上における端数処理について

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

(2) サービス種類相互の算定関係について

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、その他の介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費（介護予防居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費並びに介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。

なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3)・(4) （略）

(5) 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2の定義上、要支援者の居宅において行われるものとされており、要支

われるものは算定できない。

- (6) (略)
(削る)

(7) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて

常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。

② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業、同条第 2 号に規定する介護休業、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ず

援者の居宅以外で行われるものは算定できない。

- (6) (略)

(7) 栄養管理について

介護サービス事業者は、利用者に対し、各利用者の年齢、心身の状況に応じた栄養状態の管理を適切に実施すること。特に、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護においては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、各利用者の年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制を整備し、各利用者の栄養状態にあった栄養管理を行うこと。

(新設)

る措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(8) 文書の取扱いについて

① 電磁的記録について

指定事業者及びサービスの提供に当たる者（以下この(8)において「事業者等」という。）は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。

イ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

ロ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってきた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

ハ その他、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、イ及びロに準じた方法によること。

三 また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。

イ 電磁的方法による交付は、指定介護予防サービス基準第49条の2第2項から第6項までまでの規定に準じた方法によること。

(新設)

ロ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

ハ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府法務省経済産業省）」を参考にすること。

ニ その他、指定介護予防サービス基準第293条第2項において電磁的方法によることができるものとされているものに類するものは、イからハまでに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

ホ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

③ その他

イ この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。この場合において、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする。

ロ 単位数の算定に当たって事業者が書類の提出を求める場合にあっては、事業者が過度な負担が生じないように配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする。

2 介護予防訪問入浴介護費

(1)・(2) (略)

(3) 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い

実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定できる。

(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物等に

2 介護予防訪問入浴介護費

(1)・(2) (略)

(3) 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い

実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定できる。

(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物等に

17) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い
介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(11)を参照のこと。

8 介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護

① 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設療養費については、40号通知の6の(32)を準用すること。また、注10により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。

また、平成27年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてもあわせて留意すべきものであること。

イ～へ（略）

② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(III)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設

16) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い
介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(9)を参照のこと。

8 介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護

① 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設療養費については、40号通知の6の(26)を準用すること。また、注10により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。

また、平成27年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてもあわせて留意すべきものであること。

イ～へ（略）

② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)又は(III)を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設

設介護予防短期入所療養介護費若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

ロ (略)

ハ 当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る施設基準について

a 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)ハAの基準における居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前 6 月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

b 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)ハBの基準における、30.4 を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近 3 月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

c 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)ハCの基準における、入所者のうち、入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

(d) (a)において、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うこととは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、必要な情報を収集するとともに、当該入所者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき改善目標を定めるとともに当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導

介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

ロ (略)

ハ 当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る施設基準について

a 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)七Aの基準における居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前 6 月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

b 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)七Bの基準における、30.4 を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近 3 月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

c 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)七Cの基準における、入所者のうち、入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

(d) (a)において、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うこととは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、必要な情報を収集するとともに、当該入所者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき改善目標を定めるとともに当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導

を行い、それらを踏まえ退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことである。また、指導日及び指導内容の要点については診療録等に記載すること。

(e) (略)

d 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(Ⅷ)Dの基準における、新規退所者のうち、入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の退所前 30 日以内又は退所後 30 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

(d) (a)において、退所後の療養上の指導とは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、①食事、入浴、健康管理等居宅療養に関する内容、②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の内容、③家屋の改善の内容及び④退所する者の介助方法の内容について必要な情報を収集するとともに、必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行うことをいう。また、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

なお、同一の入所者について、当該退所後の療養上の指導のための訪問と施設基準第 14 号イ(1)(Ⅷ)Cで規定する退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定するための訪問を同一日に行った場合には、d(a)(Ⅴ)に掲げる数には含めない。

(e) (略)

e 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(Ⅷ)Eの基準については、当該施設において、算定日が属する月の前 3 月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を用いること。

ただし、当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前 3 月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通

を行い、それらを踏まえ退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことである。また、指導日及び指導内容の要点については診療録等に記載すること。

(e) (略)

d 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(Ⅶ)Dの基準における、新規退所者のうち、入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の退所前 30 日以内又は退所後 30 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

(d) (a)において、退所後の療養上の指導とは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、①食事、入浴、健康管理等居宅療養に関する内容、②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の内容、③家屋の改善の内容及び④退所する者の介助方法の内容について必要な情報を収集するとともに、必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行うことをいう。また、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

なお、同一の入所者について、当該退所後の療養上の指導のための訪問と施設基準第 14 号イ(1)(Ⅶ)Cで規定する退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定するための訪問を同一日に行った場合には、d(a)(Ⅴ)に掲げる数には含めない。

(e) (略)

e 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(Ⅶ)Eの基準については、当該施設において、算定日が属する月の前 3 月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を用いること。

ただし、当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前 3 月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通

所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含むことができる。

f 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(八)F の基準における、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の数を入所者の数で除した数に 100 を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

g 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(八)G の基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に 100 を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

h 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(八)H の基準における、入所者のうち要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

i 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(八)I の基準における、入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

j 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(八)J の基準における、入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

③ (略)

④ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは(iv)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護につい

所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含むことができる。

f 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)F の基準における、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の数を入所者の数で除した数に 100 を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a)～(d) (略)

g 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)G の基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に 100 を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a)～(c) (略)

h 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)H の基準における、入所者のうち要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

i 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)I の基準における、入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

j 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)J の基準における、入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (略)

③ (略)

④ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護につい

て、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(Ⅲ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

ロ・ハ (略)

⑤ (略)

⑥ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)における介護予防短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

介護療養型老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった事実が発生した月の翌月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)から(Ⅳ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(ii)又は経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(i)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期

て、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(Ⅲ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(Ⅳ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(ii)を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

ロ・ハ (略)

⑤ (略)

⑥ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)における介護予防短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

介護療養型老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった事実が発生した月の翌月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)から(Ⅳ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)から(Ⅳ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)若しく

入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費若しくは経過ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定することとなる。

ロ～ニ (略)

(2) (略)

(3) 総合医学管理加算

① 本加算は、介護予防サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要支援者に対して、介護予防サービス計画を担当する介護予防支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者又は家族の同意の上、治療管理を目的として、指定介護予防短期入所療養介護事業所により介護予防短期入所療養介護が行われた場合に7日を限度として算定できる。

利用にあたり、医療機関における対応が必要と判断される場合にあつては、速やかに医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取りはからう必要がある。

② 利用にあたり、診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。

③ 算定する場合にあつては、診療方針、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

④ 利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付すること。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、主治の医師からの当該利用者に係る問合せに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。

⑤ 主治の医師への文書の交付がない場合には、利用期間中を通じて、算定できなくなることに留意すること。ただし、利用者又はその家族の同意が得られない場合は、この限りではない。

⑥ 利用中に入院することとなった場合は、医療機関に診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合に限り、入院した日を除いて算定できる。

⑦ 緊急時施設療養費を算定した場合には、本加算は算定できないものであること。

(4)・(5) (略)

(5-1) 介護医療院における介護予防短期入所療養介護

① 介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準につ

は(ⅱ)を算定することとなる。

ロ～ニ (略)

(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(4-1) 介護医療院における介護予防短期入所療養介護

① 介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準につ

いて

イ この場合の介護予防短期入所療養介護には、介護医療院の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、介護医療院の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであり、40号通知の8の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び14を準用すること。

ロ・ハ (略)

6 指定介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

イ 指定介護予防短期入所療養介護費は、施設基準第 77 号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

a・b (略)

c 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ハに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)、（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。）第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)（指定介護予防サービス基準附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

d 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ニに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の介護老人保健施設

いて

イ この場合の介護予防短期入所療養介護には、介護医療院の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、介護医療院の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであり、40号通知の8の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び12を準用すること。

ロ・ハ (略)

5 指定介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

イ 指定介護予防短期入所療養介護費は、施設基準第 77 号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

a・b (略)

c 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ハに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)Ⅴ、（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。）第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)Ⅴ又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)Ⅴ、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)Ⅴ若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)Ⅴ（指定介護予防サービス基準附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

d 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ニに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)ii、介護医療院基準第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)ii又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)ii、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)ii若

基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)、令和 3 年改正省令による改正前の介護医療院基準第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)又は令和 3 年改正省令による改正前の指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)、介護医療院基準第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)（指定介護予防サービス基準附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

ロ (略)

(7)～(9) (略)

(10) 療養食加算について

7 の(13)を準用する。

(11) 認知症専門ケア加算について

7 の(14)①から⑤を準用する。

(12) サービス提供体制強化加算について

① 2(9)④から⑧までを参照のこと。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間について行っても差し支えない。

② (略)

(13) 介護職員処遇改善加算の取扱い

2(10)を参照のこと。

(14) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(11)を参照のこと。

9 介護予防特定施設入居者生活介護費

(1)～(4) (略)

(2) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費について

① 報酬の算定及び支払方法について

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費は、基本サービス部分（当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介

しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(v)、介護医療院基準第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)(v)又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(v)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(v)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(v)（指定介護予防サービス基準附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

ロ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 療養食加算について

7 の(12)を準用する。

(10) 認知症専門ケア加算について

7 の(13)①から④を準用する。

(11) サービス提供体制強化加算について

① 2(7)④から⑥まで並びに3(2)②及び③を参照のこと。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間について行っても差し支えない。

② (略)

(12) 介護職員処遇改善加算の取扱い

2(8)を参照のこと。

(13) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(9)を参照のこと。

9 介護予防特定施設入居者生活介護費

(1)～(4) (略)

(2) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費について

① 報酬の算定及び支払方法について

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費は、基本サービス部分（当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注											
		移動を行う職員の数等を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数を超えない場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、作業療法士、作業療法士等の資格を有する者がいない場合	実際のユニットリーダー等による加算	個別ケアによる加算	認知症ケア加算	認知症行動療法加算	緊急対応入所者加算	若年認知症利用者加算	看護管理加算	在宅復帰・在宅療養支援加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援加算(Ⅱ)	利用者に対する支援を行う場合											
(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	第1号	250	単位	+240単位							1日につき +34単位	1日につき +46単位												
		第2号	250	単位																					
		第3号	250	単位																					
		第4号	614	単位																					
		第5号	250	単位																					
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	第1号	250	単位																					
		第2号	250	単位																					
		第3号	930	単位																					
		第4号	250	単位																					
		第5号	250	単位																					
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	第1号	250	単位																					
		第2号	250	単位																					
		第3号	250	単位																					
		第4号	250	単位																					
		第5号	250	単位																					
	d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	第1号	250	単位																					
第2号		250	単位																						
第3号		250	単位																						
第4号		250	単位																						
第5号		250	単位																						
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	第1号	250	単位	+76単位																					
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>【看護職員を配置】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	第1号	250	単位												+240単位										
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>【看護職員を配置】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	第1号	250	単位	+240単位																					
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
b ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニツク型個室>【在宅強化型】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
c 経路的ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニツク型個室の多床室>【基本型】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
d 経路的ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニツク型個室の多床室>【在宅強化型】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
a ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニツク型個室>【療養型】	第1号	250	単位	+240単位																					
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
b 経路的ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニツク型個室の多床室>【療養型】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
a ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニツク型個室の多床室>【療養型】	第1号	250	単位												+240単位										
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
b 経路的ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニツク型個室の多床室>【在宅強化型】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
a ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニツク型個室の多床室>【療養型】	第1号	250	単位	+240単位																					
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
b 経路的ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニツク型個室の多床室>【療養型】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
a ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニツク型個室の多床室>【療養型】	第1号	250	単位												+240単位										
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
b 経路的ユニツク型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニツク型個室の多床室>【在宅強化型】	第1号	250	単位																						
	第2号	250	単位																						
	第3号	250	単位																						
	第4号	250	単位																						
	第5号	250	単位																						
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満		909	単位	+240単位																				
	(二) 4時間以上6時間未満		909	単位																					
	(三) 6時間以上8時間未満		909	単位																					

注 特別療養費
 (一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)
 (二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
 (4) 総合実費加算 (利用中に7日未満を要し、1日につき275単位を加算)
 (5) 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
 (6) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
 (7) 緊急時治療費 (一) 緊急時治療費(Ⅰ) (1日につき18単位を加算) (二) 緊急時治療費(Ⅱ) (1日につき18単位を加算) (三) 緊急時治療費(Ⅲ) (1日につき18単位を加算)
 (8) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
 (9) 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)
 (10) 介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×2/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)
 注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計
 注 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
 注 総合実費加算は、利用中に7日未満を要し、1日につき275単位を加算する
 注 緊急時治療費(Ⅰ)は、1日につき18単位を加算する
 注 緊急時治療費(Ⅱ)は、1日につき18単位を加算する
 注 緊急時治療費(Ⅲ)は、1日につき18単位を加算する
 注 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、1日につき22単位を加算する
 注 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は、1日につき18単位を加算する
 注 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は、1日につき6単位を加算する
 注 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は、1月につき+所定単位×39/1000を加算する
 注 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は、1月につき+所定単位×29/1000を加算する
 注 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、1月につき+所定単位×16/1000を加算する
 注 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、1月につき+(三)の90/100を加算する
 注 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)は、1月につき+(三)の80/100を加算する
 注 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、1月につき+所定単位×2/1000を加算する
 注 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は、1月につき+所定単位×17/1000を加算する

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	浴室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (690 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片週につき +184単位
		要介護2 (740 単位)							
		要介護3 (789 単位)							
		要介護4 (839 単位)							
		要介護5 (889 単位)							
		要介護1 (717 単位)							
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 (770 単位)							
	要介護3 (822 単位)								
	要介護4 (874 単位)								
	要介護5 (926 単位)								
	要介護1 (708 単位)								
	c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護2 (759 単位)							
	要介護3 (810 単位)								
	要介護4 (861 単位)								
要介護5 (913 単位)									
d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護2 (846 単位)								
要介護3 (897 単位)									
要介護4 (945 単位)									
要介護5 (995 単位)									
e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829 単位)								
要介護2 (887 単位)									
要介護3 (934 単位)									
要介護4 (985 単位)									
要介護5 (1,037 単位)									
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818 単位)								
要介護2 (870 単位)									
要介護3 (921 単位)									
要介護4 (971 単位)									
要介護5 (1,023 単位)									
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (611 単位)							
	要介護2 (656 単位)								
	要介護3 (700 単位)								
	要介護4 (746 単位)								
	要介護5 (790 単位)								
	要介護1 (719 単位)								
b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護2 (763 単位)								
要介護3 (808 単位)									
要介護4 (853 単位)									
要介護5 (898 単位)									
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 (818 単位)	×97/100						
		要介護2 (869 単位)							
		要介護3 (918 単位)							
		要介護4 (967 単位)							
		要介護5 (1,017 単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (846 単位)							
		要介護2 (899 単位)							
		要介護3 (950 単位)							
		要介護4 (1,001 単位)							
		要介護5 (1,054 単位)							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (835 単位)							
		要介護2 (888 単位)							
		要介護3 (939 単位)							
		要介護4 (989 単位)							
		要介護5 (1,040 単位)							
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818 単位)							
		要介護2 (869 単位)							
		要介護3 (918 単位)							
要介護4 (967 単位)									
要介護5 (1,017 単位)									
要介護1 (846 単位)									
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護2 (899 単位)								
	要介護3 (950 単位)								
	要介護4 (1,001 単位)								
	要介護5 (1,054 単位)								
	要介護1 (835 単位)								
	要介護2 (888 単位)								
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護3 (939 単位)								
	要介護4 (989 単位)								
	要介護5 (1,040 単位)								
	(一) 3時間以上4時間未満 (670 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満 (926 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,289 単位)								
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)								
	(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注											
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の数に満たない場合 又は	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所入加算	利用者に対して送迎を行う場合											
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3>:1</td> 介護<6>:1</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (1,042 単位) 要介護2 (1,042 単位) 要介護3 (1,042 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,042 単位)	×70/100	×90/100	×90/100														
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (1,116 単位) 要介護2 (1,116 単位) 要介護3 (1,116 単位) 要介護4 (1,116 単位) 要介護5 (1,116 単位)																	
			(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4>:1</td> 介護<4>:1</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>							要介護1 (1,054 単位) 要介護2 (1,054 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,054 単位) 要介護5 (1,054 単位)										
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>							要介護1 (1,054 単位) 要介護2 (1,054 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,054 単位) 要介護5 (1,054 単位)										
				一般病棟							(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4>:1</td> 介護<5>:1</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (952 単位) 要介護2 (952 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (952 単位) 要介護5 (952 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>										要介護1 (1,026 単位) 要介護2 (1,026 単位) 要介護3 (1,026 単位) 要介護4 (1,026 単位) 要介護5 (1,026 単位)									
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4>:1</td> 介護<6>:1</td>										a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (844 単位) 要介護2 (844 単位) 要介護3 (844 単位) 要介護4 (844 単位) 要介護5 (844 単位)								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>									要介護1 (1,018 単位) 要介護2 (1,018 単位) 要介護3 (1,018 単位) 要介護4 (1,018 単位) 要介護5 (1,018 単位)									
			(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型									a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (894 単位) 要介護2 (894 単位) 要介護3 (894 単位) 要介護4 (894 単位) 要介護5 (894 単位)								
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>							要介護1 (968 単位) 要介護2 (968 単位) 要介護3 (968 単位) 要介護4 (968 単位) 要介護5 (968 単位)										
	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>			要介護1 (796 単位) 要介護2 (796 単位) 要介護3 (796 単位) 要介護4 (796 単位) 要介護5 (796 単位)																	
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (870 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (870 単位) 要介護4 (870 単位) 要介護5 (870 単位)																			
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 経過のユニット型	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,246 単位) 要介護3 (1,301 単位) 要介護4 (1,366 単位) 要介護5 (1,431 単位)	×70/100				×90/100	×90/100									
	b 経過のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>		要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,246 単位) 要介護3 (1,301 単位) 要介護4 (1,366 単位) 要介護5 (1,431 単位)																		
	一般病棟		(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 経過のユニット型		a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,119 単位) 要介護2 (1,194 単位) 要介護3 (1,259 単位) 要介護4 (1,324 単位) 要介護5 (1,389 単位)															
					b 経過のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,119 単位) 要介護2 (1,194 単位) 要介護3 (1,259 単位) 要介護4 (1,324 単位) 要介護5 (1,389 単位)															
					(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (670 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (821 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,268 単位)															
				(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
				(6) 特定診療費																	
	(7) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)																		
(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)																					
(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)																					
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																		
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)																				
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)																				
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)																				
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)																				
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																		
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)																				

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
注：介護職員処遇改善加算(V)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能
注：令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
種別	内容	単位数	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅵ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅶ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅷ)						
(1) 1型介護療養型施設短期入所療養介護費	(一) 1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型施設＞														
	(二) 1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床型＞														
	(三) 1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜従来型施設＞														
(2) 2型介護療養型施設短期入所療養介護費	(一) 2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型施設＞														
	(二) 2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床型＞														
	(三) 2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜従来型施設＞														
(3) 特別介護療養型施設短期入所療養介護費	(一) 特別介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	特別介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型施設＞	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100										
	(二) 特別介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	特別介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床型＞														
	(三) 特別介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	特別介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜従来型施設＞														
(4) エコー型1型介護療養型施設短期入所療養介護費	(一) エコー型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	エコー型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型施設＞														
	(二) エコー型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	エコー型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床型＞														
	(三) エコー型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	エコー型1型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜従来型施設＞														
(5) エコー型2型介護療養型施設短期入所療養介護費	(一) エコー型2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	エコー型2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型施設＞														
	(二) エコー型2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	エコー型2型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床型＞														
(6) エコー型3型介護療養型施設短期入所療養介護費	(一) エコー型3型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	エコー型3型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型施設＞														
	(二) エコー型3型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	エコー型3型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床型＞														
	(三) エコー型3型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	エコー型3型介護療養型施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜従来型施設＞														
(7) 特別介護療養型施設短期入所療養介護費	特別介護療養型施設短期入所療養介護費															
(8) 療養費加算	療養費加算(1日につき1単位を標準)															
(9) 緊急時対応療養費	緊急時対応療養費(1月に1回以上発生するに1日につき1単位を標準)															
(10) 認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)															
(11) 重症認知症療養費加算	重症認知症療養費加算(Ⅰ) 療養費1.2 (1日につき40単位を標準) 重症認知症療養費加算(Ⅱ) 療養費1.2 (1日につき200単位を標準)															
(12) 特別診療加算	特別診療加算															
(13) サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)															
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)															
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき) ※単位数×26/1000														
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき) ※単位数×15/1000														
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき) ※単位数×10/1000														
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき) ※単位数×10/1000														
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき) ※単位数×10/1000														
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき) ※単位数×15/1000														
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき) ※単位数×11/1000														

※ 療養費加算(Ⅰ)～(Ⅷ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅶ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)の算定に用いられる。また、療養費加算(Ⅰ)～(Ⅷ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅶ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)の算定に用いられる。

※ (3)及び(6)は適用する場合は、(1)～(2)を適用しない。
※ (1)～(2)は適用する場合は、(3)～(6)を適用しない。(1)～(2)を適用しない。
※ (1)～(2)は適用する場合は、(3)～(6)を適用しない。(1)～(2)を適用しない。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注		
		若動を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入所 定員を超える場 合	医師、看護員、 介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の 員数が基準に 満たない場合	常勤のユニ ットリーダーモ ジュールに配置し ていない等、ユ ニットのケアにお ける制約が実態 で異なる場合	運動職員配置 加算	個別化/パーソ ン化実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	認知症認知症 利用者受入加 算	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅰ)	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 (577 単位)							1日につき +34単位			
			要支援2 (721 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 (619 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 (762 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 (610 単位)								1日につき +34単位		
			要支援2 (768 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (658 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 (817 単位)										
		e 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)										
			要支援2 (725 単位)										
		f 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)										
			要支援2 (776 単位)										
		g 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)										
			要支援2 (725 単位)										
		h 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)										
			要支援2 (776 単位)										
	i 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <従来型個室>	要支援1 (564 単位)											
		要支援2 (708 単位)											
	j 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (586 単位)											
		要支援2 (752 単位)											
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100				1日につき +240単位			
			要支援2 (782 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 (669 単位)										
			要支援2 (830 単位)										
		c 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 (621 単位)								1日につき +34単位		
			要支援2 (782 単位)										
		d 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 (828 単位)										
		e ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
		f 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
		g ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
		h 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
	i ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室>	要支援1 (608 単位)											
		要支援2 (764 単位)											
	j 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (608 単位)											
		要支援2 (764 単位)											

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
③ 総合医学管理加算 (初期中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)		
④ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
⑤ 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
⑥ 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算)
	(二) 特定治療	
⑦ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
⑧ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + (三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき + (三)の90/100)
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)

注 所定単位は、(1)から(3)までにより算出した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(2)までにより算出した単位数の合計

注 ①「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防給付給付療養型介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算		
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (519 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (652 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (547 単位)						
		要支援2 (679 単位)							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (538 単位)						
		要支援2 (670 単位)							
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (577 単位)							
	要支援2 (731 単位)								
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (610 単位)							
	要支援2 (764 単位)								
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (599 単位)							
	要支援2 (753 単位)								
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)						
	要支援2 (576 単位)								
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (526 単位)								
要支援2 (664 単位)									
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (603 単位)	×97/100						
	要支援2 (759 単位)								
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (630 単位)							
	要支援2 (787 単位)								
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (621 単位)							
	要支援2 (777 単位)								
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (603 単位)							
	要支援2 (759 単位)								
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (630 単位)							
	要支援2 (787 単位)								
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (621 単位)							
	要支援2 (777 単位)								
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算									
(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)									
(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算									
(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)									
(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算									
(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)									
(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)									
(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)									
(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)									
(8) 介護職員等特定処遇改善加算									
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)									

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	専地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	専地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (331 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 (997 単位)						
		看護<3:1>介護<6:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (941 単位)					
			要支援2 (1,099 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (762 単位)					
				要支援2 (941 単位)					
	看護<4:1>介護<4:1>		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (926 単位)					
			要支援2 (1,021 単位)						
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (745 単位)						
			要支援2 (912 単位)						
		看護<4:1>介護<5:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (804 単位)					
			要支援2 (994 単位)						
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		-12単位
				要支援2 (896 単位)					
			看護<4:1>介護<6:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>					
要支援2 (977 単位)									
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (671 単位)						
			要支援2 (835 単位)						
		経過措置型	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (780 単位)					
				要支援2 (940 単位)					
			(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (577 単位)					
				要支援2 (742 単位)					
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (637 単位)								
	要支援2 (822 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	
			要支援2 (1,120 単位)						
		経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)					
			要支援2 (1,120 単位)						
	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)						
			要支援2 (1,048 単位)						
経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)							
	要支援2 (1,048 単位)								

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		高齢者介護施設 の敷居料等 が適用されない 場合	利用者の介護 費用が施設費 に含まれる 場合	施設、療養 施設、介護 施設、介護 施設等の 敷居料等 が適用されない 場合	療養施設費 に定められた 標準職員員 数の超過等 が認められる 場合												
(1) I型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(1日につき)	(一) I型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(1)	a I型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (526 単位)														
		b I型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (616 単位)														
	(二) I型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅱ)	a I型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (512 単位)														
		b I型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (602 単位)														
	(三) I型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅲ)	a I型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (526 単位)														
		b I型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (616 単位)														
(2) II型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(1日につき)	(一) II型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(1)	a II型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (644 単位)														
		b II型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (734 単位)														
	(二) II型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅱ)	a II型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (630 単位)														
		b II型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (720 単位)														
	(三) II型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅲ)	a II型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (644 単位)														
		b II型介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (734 単位)														
(3) 特別介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(1日につき)	(一) I型特別 介護療養 施設介護 費(1)	a I型特別介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (512 単位)														
		b I型特別介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (602 単位)														
	(二) II型特別 介護療養 施設介護 費(Ⅱ)	a II型特別介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (512 単位)														
		b II型特別介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (602 単位)														
	(三) III型特別 介護療養 施設介護 費(Ⅲ)	a III型特別介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (512 単位)														
		b III型特別介護療養施設介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (602 単位)														
(4) ユニタ型 I型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(1日につき)	(一) ユニタ型 I型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅰ)	a ユニタ型I型介護療養施設介護予防短期 入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (616 単位)														
		b 経過的ユニタ型I型介護療養施設介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (616 単位)														
	(二) ユニタ型 I型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅱ)	a ユニタ型I型介護療養施設介護予防短期 入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (616 単位)														
		b 経過的ユニタ型I型介護療養施設介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (616 単位)														
	(三) ユニタ型 I型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅲ)	a ユニタ型I型介護療養施設介護予防短期 入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (616 単位)														
		b 経過的ユニタ型I型介護療養施設介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (616 単位)														
(5) ユニタ型 II型介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(1日につき)	(一) ユニタ型II型介護療養施設介護予防短期 入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (616 単位)															
	(二) 経過的ユニタ型II型介護療養施設介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (616 単位)															
(6) ユニタ型 特別介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(1日につき)	(一) ユニタ型 特別介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅰ)	a ユニタ型特別介護療養施設介護予防短期 入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (616 単位)														
		b 経過的ユニタ型特別介護療養施設介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (616 単位)														
	(二) ユニタ型 特別介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅱ)	a ユニタ型特別介護療養施設介護予防短期 入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (616 単位)														
		b 経過的ユニタ型特別介護療養施設介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (616 単位)														
	(三) ユニタ型 特別介護 療養施設 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅲ)	a ユニタ型特別介護療養施設介護予防短期 入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (616 単位)														
		b 経過的ユニタ型特別介護療養施設介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (616 単位)														
(7) 療養費加算	(1) 園につき 8単位を加算(1日に3回を限度)																
(8) 緊急時施設診療費	a 緊急時診療管理	(1)月に3回を限度(1日につき518単位を算定)															
	b 特定治療																
(9) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)															
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)															
(10) 特別診療費(※2)																	
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 18単位を加算)															
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)															
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 定率算定×25/1000)															
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 定率算定×19/1000)															
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 定率算定×10/1000)															
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 定率算定×10/90/1000)															
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 定率算定×11/1000)															
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 定率算定×15/1000)															
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 定率算定×11/1000)															

※ 「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外項目

※ 夜間勤務条件算定を適用する場合は、夜間勤務等算定を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合は、(※2)を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和4年4月1日までの算定額。

※ 令和3年9月30日までの算定額。介護予防短期入所療養介護費の(1)から(11)までについて、算定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（短期入所療養介護）

事業所番号																		
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等					LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他					
22 短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型			1 なし 2 あり		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士					
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可					
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり					
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり					
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり					
			在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可					
			療養食加算	1 なし 2 あり					
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ					
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり					
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ							
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ							
	5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型				1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士				
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり				
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他				
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり				
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり				
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可				
特別療養費加算項目				1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導					
療養体制維持特別加算Ⅰ				1 なし 2 あり					
療養体制維持特別加算Ⅱ	1 なし 2 あり								
療養食加算	1 なし 2 あり								
認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ								
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ								
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり								
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ								
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ								

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（短期入所療養介護）

事業所番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等								LIFEへの登録	割引				
各サービス共通			地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3	5級地			
22 短期入所療養介護	9 介護老人保健施設（Ⅳ） A ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）		夜間勤務条件基準	1	基準型	6	減算型							1 なし 2 あり		
			職員の欠員による減算の状況	1 6	なし 作業療法士	2 7	医師 言語聴覚士	3 5	看護職員 理学療法士	4	介護職員	5				
			ユニットケア体制	1	対応不可	2	対応可									
			夜勤職員配置加算	1	なし	2	あり									
			認知症ケア加算	1	なし	2	あり									
			若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり									
			送迎体制	1	対応不可	2	対応可									
			療養食加算	1	なし	2	あり									
			認知症専門ケア加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ							
			サービス提供体制強化加算	1	なし	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	7	加算Ⅲ					
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1	なし	2	あり									
			介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅴ	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ			
			介護職員等特定処遇改善加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ							

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（短期入所療養介護）

事業所番号															
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等									LIFEへの登録	割引			
各サービス共通				地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他												
23 短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	1 なし 2 あり												
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員													
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可													
			療養環境基準	1 基準型 2 減算型													
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用													
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり													
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可													
			療養食加算	1 なし 2 あり													
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ													
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法													
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他													
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ													
			23 短期入所療養介護	2 診療所型	1 I型（療養機能強化型以外） 3 I型（療養機能強化型A） 4 I型（療養機能強化型B） 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり									
食堂の有無	1 基準型 2 減算型																
若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり																
送迎体制	1 対応不可 2 対応可																
療養食加算	1 なし 2 あり																
認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ																
特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法																
リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他																
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ																
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり																
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ																
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ																

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（短期入所療養介護）

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等						LIFEへの登録	割引					
各サービス共通			地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2 3	4級地 5級地				
23 短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1	対応不可	2	対応可					1 なし 2 あり			
			設備基準	1	基準型	2	減算型								
			食堂の有無	1	基準型	2	減算型								
			若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり								
			送迎体制	1	対応不可	2	対応可								
			療養食加算	1	なし	2	あり								
			認知症専門ケア加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ						
			特定診療費項目	1 3	重症皮膚潰瘍管理指導 集団コミュニケーション療法	2	薬剤管理指導								
			リハビリテーション提供体制	2 6	理学療法Ⅰ その他	3	作業療法	4	言語聴覚療法	5	精神科作業療法				
			サービス提供体制強化加算	1	なし	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	7	加算Ⅲ				
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1	なし	2	あり								
			介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3		加算Ⅳ	
			介護職員等特定処遇改善加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ						
	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	医師	3	看護職員	4	介護職員			1 なし 2 あり	
			ユニットケア体制	1	対応不可	2	対応可								
			送迎体制	1	対応不可	2	対応可								
			療養食加算	1	なし	2	あり								
			リハビリテーション提供体制	1	精神科作業療法	2	その他								
			サービス提供体制強化加算	1	なし	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	7	加算Ⅲ				
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1	なし	2	あり								
			介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3		加算Ⅳ	
	介護職員等特定処遇改善加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ								

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（短期入所療養介護）

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等							LIFEへの登録	割引		
各サービス共通			地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地	3 5級地					
2A 短期入所療養介護	1 I型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ） 3 I型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	2 加算型Ⅰ	3 加算型Ⅱ	7 加算型Ⅲ	5 加算型Ⅳ	1 なし 2 あり				
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員					
			療養環境基準（廊下）	1 基準型	2 減算型								
			療養環境基準（療養室）	1 基準型	2 減算型								
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり								
			送迎体制	1 対応不可	2 対応可								
			療養食加算	1 なし	2 あり								
			認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ							
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ							
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 3 集団コミュニケーション療法	2 薬剤管理指導								
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 6 その他	3 作業療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法						
			サービス提供体制強化加算	1 なし	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	7 加算Ⅲ						
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし	2 あり								
			介護職員処遇改善加算	1 なし 4 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ					
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ									
	2 II型介護医療院	1 II型（Ⅰ） 2 II型（Ⅱ） 3 II型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	2 加算型Ⅰ	3 加算型Ⅱ	7 加算型Ⅲ	5 加算型Ⅳ	1 なし 2 あり				
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員					
			療養環境基準（廊下）	1 基準型	2 減算型								
			療養環境基準（療養室）	1 基準型	2 減算型								
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり								
			送迎体制	1 対応不可	2 対応可								
			療養食加算	1 なし	2 あり								
			認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ							
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ							
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 3 集団コミュニケーション療法	2 薬剤管理指導								
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 6 その他	3 作業療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法						
サービス提供体制強化加算			1 なし	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	7 加算Ⅲ							
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし	2 あり											
介護職員処遇改善加算	1 なし 4 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ								
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ										

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（短期入所療養介護）

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等										LIFEへの登録	割引						
各サービス共通			地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地	3 5級地												
2A 短期入所療養介護	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	2 加算型I	3 加算型II	7 加算型III	5 加算型IV					1 なし 2 あり							
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員												
			療養環境基準（廊下）	1 基準型	2 減算型															
			療養環境基準（療養室）	1 基準型	2 減算型															
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり															
			送迎体制	1 対応不可	2 対応可															
		療養食加算	1 なし	2 あり																
		認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算I	3 加算II															
		重度認知症疾患療養体制加算	1 なし	2 加算I	3 加算II															
		サービス提供体制強化加算	1 なし	6 加算I	5 加算II	7 加算III														
		併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況	1 なし	2 あり																
		介護職員処遇改善加算	1 なし 4 加算V	6 加算I	5 加算II	2 加算III	3 加算IV													
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算I	3 加算II																
	4 ユニット型I型介護医療院	1 I型(I) 2 I型(II)	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	2 加算型I	3 加算型II	7 加算型III	5 加算型IV					1 なし 2 あり							
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員												
			ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可															
			療養環境基準（廊下）	1 基準型	2 減算型															
			療養環境基準（療養室）	1 基準型	2 減算型															
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり																
		送迎体制	1 対応不可	2 対応可																
		療養食加算	1 なし	2 あり																
		認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算I	3 加算II															
重度認知症疾患療養体制加算		1 なし	2 加算I	3 加算II																
特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 3 集団コミュニケーション療法	2 薬剤管理指導																		
リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 6 その他	3 作業療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法																
サービス提供体制強化加算	1 なし	6 加算I	5 加算II	7 加算III																
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況	1 なし	2 あり																		
介護職員処遇改善加算	1 なし 4 加算V	6 加算I	5 加算II	2 加算III	3 加算IV															
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算I	3 加算II																	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（短期入所療養介護）

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等								LIFEへの登録	割引																																																																																
各サービス共通				地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他																																																																																								
2A 短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	1 なし 2 あり		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり			送迎体制	1 対応不可 2 対応可			療養食加算	1 なし 2 あり			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法			リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ																												
				6 ユニット型特別介護医療院	1 I型 2 II型			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型			1 なし 2 あり				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員							ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可							療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型							療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型							若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり							送迎体制	1 対応不可 2 対応可							療養食加算	1 なし 2 あり					認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防短期入所療養介護）

事業所番号																		
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等										LIFEへの登録	割引							
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地	4 6級地 9 7級地 5 その他																
26 介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV	6 減算型	1 なし 2 あり															
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員																	
			療養環境基準	1 基準型 2 減算型																	
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用																	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり																	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可																	
			療養食加算	1 なし 2 あり																	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算I 3 加算II																	
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法																	
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他																	
	サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III																			
	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況	1 なし 2 あり																			
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V																			
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II																			
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV	6 減算型	1 なし 2 あり															
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員																	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可																	
			療養環境基準	1 基準型 2 減算型																	
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用																	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり																	
送迎体制			1 対応不可 2 対応可																		
療養食加算			1 なし 2 あり																		
認知症専門ケア加算			1 なし 2 加算I 3 加算II																		
特定診療費項目			1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法																		
リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他																				
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III																				
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況	1 なし 2 あり																				
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V																				
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II																				

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防短期入所療養介護）

事業所番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等								LIFEへの登録	割引			
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他											
26 介護予防短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型									1 なし 2 あり		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員											
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可											
			療養環境基準	1 基準型 2 減算型											
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用											
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり											
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可											
			療養食加算	1 なし 2 あり											
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ											
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法											
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他											
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ											
	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり													
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ													
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ													
	2 診療所型		1 I型（療養機能強化型以外） 3 I型（療養機能強化型A） 4 I型（療養機能強化型B） 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型										1 なし 2 あり
				食堂の有無	1 基準型 2 減算型										
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり										
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可										
				療養食加算	1 なし 2 あり										
認知症専門ケア加算				1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ											
特定診療費項目				1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法											
リハビリテーション提供体制				2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他											
サービス提供体制強化加算				1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ											
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況				1 なし 2 あり											
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ														
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ														

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防短期入所療養介護）

事業所番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等								LIFEへの登録	割引		
各サービス共通				地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他										
2B 介護予防短期入所療養介護	1 I型介護医療院	1 I型(I) 2 I型(II) 3 I型(III)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型	1 なし 2 あり										
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員											
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型											
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型											
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり											
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可											
			療養食加算	1 なし 2 あり											
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算I 3 加算II											
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法											
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他											
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III											
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況	1 なし 2 あり											
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V											
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II													
	2 II型介護医療院	1 II型(I) 2 II型(II) 3 II型(III)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型	1 なし 2 あり										
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員											
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型											
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型											
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり											
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可											
療養食加算			1 なし 2 あり												
認知症専門ケア加算			1 なし 2 加算I 3 加算II												
特別診療費項目			1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法												
リハビリテーション提供体制			2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他												
サービス提供体制強化加算			1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III												
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況			1 なし 2 あり												
介護職員処遇改善加算			1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V												
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II														

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防短期入所療養介護）

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等								LIFEへの登録	割引	
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他									
2B 介護予防短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	1 なし 2 あり								
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員									
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可									
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型									
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型									
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり									
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可									
			療養食加算	1 なし 2 あり									
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ									
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法									
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他									
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ									
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり									
		介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ										
		介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ										
		6 ユニット型特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	1 なし 2 あり							
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員								
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可								
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型								
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型								
	若年性認知症利用者受入加算			1 なし 2 あり									
	送迎体制			1 対応不可 2 対応可									
	療養食加算	1 なし 2 あり											
	認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ											
	サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ											
	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり											
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ											
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ											